

第3回 平取ダム地域文化保全対策検討会

日 時 平成19年3月18日(日)
15時00分～
場 所 ふれあいセンターびらとり

会 議 次 第

1. 開 会
2. 第2回平取ダム地域文化保全対策検討会議事録の確認 **【資料-1】**
3. 調査結果の報告
平取ダム地域文化調査業務の概況 **【資料-2】**
4. 協 議
精神文化保全対策の考え方(基本方針)(案) **【資料-3】**
5. そ の 他
6. 閉 会

資料 - 1

第3回平取ダム地域
文化保全対策検討会
平成19年3月18日

第2回 平取ダム地域文化保全対策検討会

議 事 要 旨 (案)

日 時：平成19年1月19日(金)

場 所：ふれあいセンターびらとり

北海道開発局室蘭開発建設部

沙流川ダム建設事業所

第2回平取ダム地域文化保全対策検討会 議事要旨(案)

日 時： 平成19年1月19日(金)16:00~18:00

場 所： ふれあいセンターびらとり(北海道沙流郡平取町本町35番地1)

出席者：

委員	辻井達一	財団法人北海道環境財団理事長〔座長〕
	檜野公	平取町議会民主文教常任委員会委員長
	川奈野惣七	社団法人北海道ウタリ協会平取支部支部長
	木幡サチ子	平取アイヌ文化保存会理事
	木村英彦	社団法人北海道ウタリ協会平取支部副支部長
	斉藤憲章	平取町教育委員会教育長
	常本照樹	北海道大学大学院法学研究科教授
	中道善光	平取町長
	鍋澤保	社団法人北海道ウタリ協会平取支部副支部長
	西島達夫	社団法人北海道ウタリ協会平取支部副支部長
	山田喜代太	平取町議会議長

配布資料： ・第2回平取ダム地域文化保全対策検討会 会議次第
・資料-1 第1回 平取ダム地域文化保全対策検討 議事要旨(案)
・資料-2の1 平取ダム建設予定地における精神文化に関する現地踏査結果
- 参加者の感想(抜粋) -
・資料-2の2 平取ダム地域文化調査業務の概況
・資料-3の1 先住民族の権利に関する国際連合宣言
・資料-3の2 CBD・Akwe:Konガイドラインについて
・資料-4の1 〔海外事例1〕ウルル・カタ・ジュタ国立公園(オーストラリア)
・資料-4の2 中国・シブソンバンナ(西双版纳)生物圏保護区
・資料-4の3 米国環境保全組織The Nature Conservancyによる
自然と文化的遺産の保全・管理法-マヤ生物圏保護区での応用-
・第1回平取ダム地域文化保全対策検討会 座席図

議 事： 1.開 会
2.第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事録の確認【資料-1】
3.調査状況の報告 (1)現地踏査【資料-2の1】
(2)平取ダム地域文化調査業務の概況【資料-2の2】
4.話題提供 (1)国際的にみた先住民の権利と精神文化の位置づけ【資料-3】
北海道大学大学院法学研究科 常本 照樹教授
(2)海外の先住民に係る精神文化の保全に関する事例紹介
【資料-4】 事務局
5.協 議 (1)精神文化の保全について
6.閉 会

1. 開 会

*事務局

定刻となりましたけれども委員の方がまだ2名来ておりませんのでもう少しお待ち頂けないかと思
います。よろしくお願いいたします。

只今から「第2回平取ダム地域文化保全対策検討会」を開催いたします。議題に入るまでの間、司会
を務めさせていただきます沙流川ダム建設事業所の工藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、会場の皆様にご利用がございました。携帯電話は、電源をお切りいただくか、マ
ナーモードの設定をお願いいたします。

それでは早速議題にはいりたいと思いますので、辻井座長、ご進行の程よろしくお願いいたします。

*辻井委員長

皆さんそれぞれお忙しい所お集まり頂きましてありがとうございました。新年最初の会でございます
から今年もどうぞよろしくと申し上げて始めたいと思います。

そこで今日の大まかなスケジュールですけれども前回の議事要旨の確認と、それから調査状況の報告、
それに約20分程度と考えております。それから前々からこの検討会の目的といいますか、文化保全対
策ということを考える上で精神文化について、ことに全体に申し上げたことが記憶にございますけれ
ども、少し勉強すべきではないかというふうに思っていたので、いくつか今日は事例をあげて、それを少
し勉強し直そうというふうにも考えてお集まりをいただきました。そこで今申しあげました精神文化の
保全に関する話題提供というのを約40分程度と考えております。これが今日のメインだと思えますが、
その後で休憩をとって、全体で45分位協議をしたいと色々なご意見を伺いたい、あるいは質問を受け
たいということにしようと思っております。それで、前からお知らせしている通り18時、午後6時を
目途に閉会ということにしたいと思えますから、どうぞそのおつもりでお考えをいただきたいと思いま
す。

それでは議題2の第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事要旨の確認をしたいと思えます。事務
局をお願いいたします。

2. 第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事録の確認【資料 - 1】

*事務局より、資料 - 1「第1回平取ダム地域文化保全対策検討会議事録」について説明

*辻井委員長

今事務局が申しましたようにこちらは、前にお届けしてありましてお読み頂いているはずですが、もし
改めて今、ご質問なりご意見がありましたら承ることにいたしますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。では今の議事要旨はこれをもって確認されたということで案をとって議事
要旨ということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは次に3番目の調査状況の報告ということになりますが、(1)の現地調査と(2)の平取ダ
ム地域文化保全調査業務の概況について、これも事務局から説明させていただきます。どうぞよろしくお願
いいたします。

3. 調査状況の報告

(1) 現地踏査【資料 - 2の1】

(2) 平取ダム地域文化調査業務の概況【資料 - 2の2】

***事務局より、資料 - 2の1「現地踏査」、資料 - 2の2「平取ダム地域文化調査業務の概況」について説明**

***辻井委員長**

今のご報告について何かご意見なりご質問なりございましたらどうぞ。ございませんか。

では私から伺いたいのですが、この資料2 - 2の4ページに調査状況の中で樹木の調査をやっているとありますが、100メートル区画ごとというのはどういう区画ですか。

***事務局**

延長が1500メートルですので、1500メートルを100メートルごとにと言うことです。

***辻井委員長**

要するに区切ったということですか。

***事務局**

そうです。

***辻井委員長**

区切ってその幅はどのようなのですか。

***事務局**

幅は30メートル程度になっております。場所、場所によって変わりますが、大まかに幅30メートル、延長100メートルです。

***辻井委員長**

その中に含まれる樹木だということですか。

***事務局**

そういうことです。

***辻井委員長**

この樹木の調査の場合には、樹径という言葉ではなくて「胸高直径」という言葉を使うんです。

***事務局**

申し訳ありません。

*** 辻井委員長**

胸高で測るので。これはきちんと書いておいた方がよいのではないですか。

*** 事務局**

はい。申し訳ありません。勉強不足でした。

*** 辻井委員長**

胸高直径(むねだかちょうけい)と書いて「きょうこうちょうけい」と読みます。それから樹高は読んでないのですか。木の高さです。

*** 事務局**

樹高は読んでおりません。

*** 辻井委員長**

これ本当は要るのです。

*** 事務局**

次年度以降その調査をしたいと思っております。

*** 辻井委員長**

木の高さと、それから胸高直径が両方ないと。ちょっと調査の前に相談して頂くと良かったと思います。

それでは他にございませんか。

今、調査している工事箇所というのは、この調査が終わり次第、具体的にも6月位から始まるということによろしいのでしょうか。

*** 事務局**

それは工事がということでしょうか。

はい工事がということ、付け替え道路です。

*** 事務局**

今の予定は、6月頃ということよりも、私どもとしましては19年度中にということ考えておまして、現実的に6月頃というのはそれよりもずっと遅くなるだろうと想定はしております。いつ頃というのは今後の作業の状況によって変わると思ってください。

分かりました。その着工する前にいろいろこちらの方から要望や意見を言いたいので、いつ頃になるのか確認をしたかっただけです。

***辻井委員長**

よろしいですか。他にどうでしょうか。ございましたらどうぞおっしゃってください。

では、ご質問ご意見が無いようですから、そこまでということにいたします。どうもありがとうございました。事務局の方、それから調査をやって下さった調査班の方々どうもありがとうございました。また後で、まだ調査中というのでしょうか、とりまとめ中の分もあると思いますから、またそれができたら是非お聞かせ下さい。どうぞよろしく願いいたします。

それでは次の議題の4にはいりたいと思います。いわば今日の一番の目玉ということなんですけれども、最初に常本先生から「国際的に見た先住民の権利と精神文化の位置づけ」というテーマで話題提供をして頂きます。どうぞよろしく願いいたします。

4. 話題提供

(1) 国際的にみた先住民の権利と精神文化の位置づけ【資料 - 3】

北海道大学大学院法学研究科 常本 照樹教授

***常本委員（北海道大学大学院法学研究科 教授）**

それでは若干お時間頂きまして話題提供ということで現在この検討会の検討項目になっております、精神文化の問題につきまして国際的に今どのような動きがあり、どのように位置付けられているのかということをごく簡単にお話をしてみたいと思います。

今日の話の構成としましては、先ず一つは精神文化に関する先住民族の権利にはどのようなものがあるのかということについて、現在国連で検討されております、この先住民族の権利に関する国連宣言についてご紹介をしたいと思います。

それから更にそういった精神文化に関する権利に影響する事業が行われる場合にどのようなアセスメントがなされるべきかということについてAkwé:Konガイドラインというものができておりますので、これをご紹介したいと思います。更にそういったアセスメント等を経て、具体的にその保全措置が行われる場合にどのような保全措置ないし管理が行われるべきかということにつきましては、このユネスコとそれからIUCN、国際自然保護連合と訳されることが多いですが、そこでガイドラインを作っております。更に海外においては具体的な保全措置の事例というものもございますので、そういったことを学ぶ必要があるだろうということで、全体の構成としては、私がこれからお話をするのは主としてはこの二つでございまして、後の二つについては必要に応じて後程事務局の方からお話があるというふうに聞いております。

では最初にこの先住民族の権利に関する国連宣言と精神文化の問題についてお話をしたいと思います。この先住民族の権利に関する国連宣言につきましてはご承知の方がほとんどであろうかと思いますが、1980年代にこの先住民族作業部会で検討が始まって1994年に人権小委員会において採択されたという事になっているわけです。それで94年に人権小委員会で採択されたものはお手元に資料3の1ということで先住民族の権利に関する国際連合宣言というタイトルの付いた資料がお手元にあると思いますけれども、これが94年に採択された時点の宣言案の翻訳でございます。手島先生の手による翻訳ですが、これがその後もうワンランク、国連の組織の中で上がっていった人権委員会というところで1995年から検討が継続されてきたのです。元々この人権委員会というのは国連の中の経済社会理事会とかあるいは安全保障理事会といった理事会の中のひとつで、安全保障理事会はいわゆる日本が理

事になるとかならないとかいうことで、近年いろいろ話題になっている、いわゆる安保理と略称される組織ですけれども、それと同じランクで経済社会理事会というものがあって、この中で経済問題、社会問題、人権問題そういったものが検討されているわけです。そしてその中でも特に人権問題を専門的に検討する委員会として人権委員会というのがあって、そこで95年からこの宣言案の検討というのが行われていたわけですが、実はこの人権委員会そのものが2006年3月、去年の3月に組織が変わりまして人権委員会というものは廃止して、その代わりに新しく人権理事会というものが設けられることになったわけです。その背景には色々事情があると言われてはいますが、この人権委員会というのが過度に政治的な組織になってしまっただけで人権に関して十分な活動ができないとか、あるいはメンバー国が多すぎて十分な審議ができないとか、色々な問題がかねてから指摘されておりました、更に人権問題が大変重要になってきたということも併せて考えて、いわば安保理とか経済社会理事会と同じランクの高いランクの組織として人権理事会というのを新しく作るということになって、昨年2006年の3月から活動を開始しているわけです。その人権理事会の中で、この人権委員会を行っていた国連宣言案の検討というのが継続されることになったのですが、その中で去年の6月29日にこの宣言案というのが採択されるということになったのです。その際、この下に30:2:12と書いているのはその時の賛成:反対:棄権の数ですけれども、この人権理事会を構成している国のうち30カ国が賛成、2カ国が反対、この2カ国はロシアとカナダですが、そして12カ国が棄権ということでした。これが80年代から20年位近く掛けてようやく人権理事会のレベルまでできて採択されたということで大変注目を集めたわけですが、その時点では去年の12月に予定されていた国連総会で最終的に採択されるのではないかという期待もあったわけですが、実際のところ30対2、賛成が30、反対が2カ国しかないということでもあったわけですから、そういう期待が高まっていたわけですが、ちなみにこの時日本政府はこの人権理事会のメンバー国として、この30カ国、すなわち賛成をした国の中に日本は入っております。但し自決権とそれから集団的権利の部分については留保するという若干条件は付けておりましたが、原則的には賛成するという賛成国の中に日本は入っておりました。ところがこの人権理事会で採択された案が、いよいよ去年の末になって国連総会に上がってきて、「さてどうなるかと」ということになったのですが、国連総会という組織は実はすぐ本会議で全てを決めてしまうというのではなくて非常に数多くの決議案というのが国連総会に掛かるものですから、前もって中身を整理する為に第1から第6までの6つの委員会というのが設けられておりました、そこで先ず検討してその委員会をパスすれば本会議にいて、本会議でもう一回パスすれば最終的に総会の決議になるという仕掛けになっています。この第3委員会というのは第1から第6まである委員会のうちもっぱら人権問題とか社会問題を扱うというふうにされている委員会でございます。この先住民族の権利に関する国連宣言案は第3委員会にかけられまして、そして総会で採択すべきかどうかということが検討されたのですが、この11月28日というのはこの委員会の宣言案に対する扱いが決まった日付でございます。それでどうなったかということですが、この時、ナミビアという、これはアフリカの国の一つですけれども、ナミビアとそれから南米のペルーがそれぞれこの第3委員会として先住民族の権利に関する国連宣言案をどうすべきかについて提案をいたしました。

先にこっちから見ますとペルーの提案というのはこの国連宣言案は本会議で早期に採択すべきだと、とにかく今年度中に採択すべきだということを主張する案として、これについてはヨーロッパ諸国やラテンアメリカの国々の多くが支持しておりました。

ところが一方ナミビアというアフリカの国が提出した提案は、これは大変重要な内容の宣言であるか

ら、これは多数決で採択すべきではないとコンセンサスによる採択をすべきだと。このコンセンサスによる採択というのはどういうものかと言いますと、我々もしばしばやりますけれども、何か提案について反対はありませんか、それで反対の声が無いというのを見て反対の声が無いですから全員一致で賛成といたしますという、それがコンセンサスによる採択というもので、要するに全員一致の賛成というふうに言っても良いのですが、その全員一致で賛成されると、全員一致の賛成で採択されるということが見込めるようになるまでしばらくこの採択を延期すべきであると、つまり先ほど人権委員会の段階でも賛成30、反対2ということで実際反対していた国があったわけですし、また国連のこの第3委員会においても、それまでの様子を見てみると、どうも反対する国が出そうだということで、まだ反対する国が存在することが明らかな間は無理に採択をしないで全員一致で採択される見通しが立つまでは待つべきだというのがこのナミビアの提案であったわけです。

それともう一つは、実際この宣言案の内容を見ても、このそれぞれの国々の国内法との抵触する問題というのがまだいくつか残っていると、だからそういう国内法と抵触する問題についてはもう少し協議を継続すべきだということを主張しておりまして、要するに結果的には何を言っているかと言えば今年度中の採択はすべきではないと、更に協議を継続すべきであると、採択を延期すべきであるということを中心とした案ということになっていたわけでございます。こういった案についてはカナダ、それからオセアニアとまとめて書きましたが、具体的にはオーストラリアとニュージーランドです。それからアフリカ諸国がこの案を支持していたと。更に実際にはアメリカもこの案を後押ししていたというふうに言われておりますけれども、そういった国々が指示していたということで、それでそれぞれ決議を試みたところ、このナミビア案の方が賛成国が82、反対が67、棄権が25ということで、賛成多数ということでこのナミビア案が最終的に採択されたということになるわけです。したがってこの先住民族の権利に関する国連宣言というのは6月の時点での人権理事会が採択した時の期待に反して、国連総会での年度中のあるいは年度内の採択には至らなかったと。結局審議が継続するという形になったというのが現状であるわけです。ちなみに日本政府はこの時点では棄権25の中に日本政府は入っています。アメリカも棄権に回りました。

そうは言いながら、この1994年案、これはお手元にある資料3の1の人権小委員会が採択した案をここでは「1994年案」というふうに呼んでおりますけれども、それと「2006年案」というのは、2006年つまり昨年の6月に人権理事会が採択した案でございます。この人権小委員会が採択した案と昨年6月に人権理事会が採択した案で何か違いがあるかということを中心として確認しておきたいんですが、これは94年案は手島先生が翻訳をしておさっていますので、それをお手元にお配りしておりますが、この2006年案はまだ日本語の翻訳が公に出ておりませんので、今日はお手元にお配りできておりません。この後、必要に応じてご説明いたしますけれども、どういう点が違っているか、いないかと言いますと、まず形式上は94年案つまり人権小委員会の段階の案では全部で45の条文があったのですが、この人権理事会の時点で採択された案では1条増えて46条になっています。内容的に見ると、どういう点が違っているかという非常にラフに言えば人権だとかあるいは民主主義といったどちらかと言えば西欧的な価値観というもの強調される内容になっていると、それを強調するような条文が新しく追加されたり、あるいは94年段階からあった既存の条文が若干修正されて人権を重視するとか、民主主義を尊重するといった、そういった、いわば西欧的な価値観というものを強調する内容に若干方向をといいますが、修正されてきていると。それともう一つは既存の国際法を尊重するということが強調されるようになっているわけです。それで既存の国際法を尊重するということがどうい

意味があるのかといいますと、これは現実問題として例えば自決権の問題であるとか、土地に対する権利の問題であるとか、これまで世界の先住民族の多くが主張してきた先住民族の権利の少なからぬものが実はこの既存の国際法からいうと、それと上手く調和しない、マッチしないというところがあるので、ですからこの既存の国際法を尊重するということを強調するというこの実質的の意味は、この先住民族が新たに主張するようになっている自決権とか集団的な権利そういったものを少し押さえるような効果を持つということになります。ただこういった問題があるにせよ、現在この検討会として注目をしている精神文化に関する条文には実質的な変化はないということには逆に注目はすべきであろうと思います。そして精神的文化を含めて文化的権利に関する諸規定全体についても実質的な変化はこの間にはあまり見られないということが言えますので、そういった意味ではこの精神文化を含めた文化的な権利に関する諸規定については一応の国際的なコンセンサスが先住民族のみならず諸外国、諸国家、国側・政府側、そちらの方ともこういったコンセンサスが成立しているというふうに考えて良いのではないかというふうに思うわけでございます。したがって今年更にこの先住民族の権利に関する国連宣言というものが継続して審議され、そして希望的には年内に採択されるということが考えられているわけですが、そうなった場合にも少なくともこういった精神文化を中心とする文化的な権利に関する諸規定については変化がないだろうと、変わらないまま採択されるのではないかというふうに期待されるということであるわけです。

それでは具体的にどういう条文が、この先住民族の権利に関する国連宣言の中に精神文化に関して入っているのかと言いますと、一番新しい2006年案にある関係規定を二つ見ておきたいと思うのですが、一つはこの11条というふうに書きましたが実際には先ほど既にここであまり変化がないというふうに言っている通り、この2006年案における11条というのは、この括弧内で旧12条と書いているのは、これは1994年案の12条という意味でございまして、お手元のこの資料3の1の第12条というところをご覧いただくと、ここに書いてあるのとほぼ同じことが書いてあるというふうに言うてよろしいという意味です。ちょっと後半の方が少し表現が変わっていますが実質的に言うていることはあまり変わりません。ですからお手元の94年案の12条をご覧いただくと新しい2006年案の11条の内容がほぼ分かるということなのです。

内容を見てみますと先住民族は彼あるいは彼女らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学のおよび歴史的な場所、加工品、文様、儀式、技術、視覚芸術および演じる芸術、そして文学といった、彼、彼女らの文化の過去、現在、未来の表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。

国家は、先住民の自由で事前かつ情報に基づく合意、いわゆるインフォームドコンセントというものです。それなしにあるいは彼らの法律、伝統および慣習に違反して取得した文化的、知的、宗教的および精神的な財産については、関係する先住民族と協力して開発した効果的な方法によって補償しなければならない。また場合によっては返還しなくてはならないということが規定されております。

つまりこういった文化的な伝統とか慣習を実践し、または再活性化する権利があるんだということなのです。そして逆に国家、国の側にはそういったものを尊重する義務があるのだということを規定しているというてよろしいかと思えます。

もう一つ見てみますと新しい2006年案でいう12条、1994年案でいう13条はこのような規定がありますが、先住民族は彼ら、彼女らの精神的および宗教的伝統、慣習そして儀式を表現し、実践し、発展させ、そして教える権利、彼、彼女らの宗教的および文化的な場所を維持し、保護し、そして

密かにそこに立ち入る権利、密かにというのは誰にも知られずという意味ですが、儀式用の物の使用と管理の権利、人間の遺骸や遺骨などの返還に対する権利を有すると。

国家は、保有する儀式用の物と人間の遺骸や遺骨へのアクセスおよび、あるいは返還を、関係する先住民族と協力して開発した公正かつ透明にして効果的な方法によって可能にするように努めなければならない。ここで特に注目されるのは、この先住民族には精神的および宗教的な伝統といったものを表現あるいは実践する権利があるのだと、そしてそういう宗教的あるいは文化的な場所を維持する、保護するそういう権利があるのだということが謳われているというのが、我々の作業との関連でいうと注目すべきところではないかというふうに思われるわけです。

これが現在、議論されている国連宣言の中でとりわけ精神文化に関する、直接関連する規定として用意されているものということができます。

時間の関係で次に進みまして、このAkwé:Kon(アグウェイ・グー)ガイドラインである、つまりそういった精神文化に関する権利に関わるような開発が行われる場合には、こういったアセスメントを行うべきなのかということを決めているガイドラインを見ていきたいと思います。

Akwé:Kon(アグウェイ・グー)というのは全く耳なじみがない言葉で、そもそもこれが何でAkwé:Kon(アグウェイ・グー)なのかというのは大変、謎ですけども、どう見てもアクエ・コンではないかと思いますが、実はこれはカナダに住んでいるMohawk(モホーク)民族の言葉で森羅万象という意味だというふうに説明されています。それをMohawk(モホーク)民族の言葉ではAkwé:Kon(アグウェイ・グー)と発音するのだというふうに言われているわけでございます。

こういったものが策定された背景には何があるかと言いますと、これまでの先住民族のコミュニティーというのは自然資源が豊富にあり生物多様性を利用した持続可能性というものが維持されており、地域の環境と密着した文化を育んできたということが言えるわけです。いろんな資源が豊富にあり、また多様な生き物が生きていて、そしてそれが持続可能な形で利用されてきたと、そしてそれに基づいた文化が育まれてきたと言うことが言えるわけですが、しかしながらそういった地域が様々な開発の対象になるに伴って、先住民の伝統的な知識やあるいは観光といったものが失われるようになってこれが重大な関心事、懸案事項になってきたということが、このガイドラインが作られた背景にあるわけです。

ではそもそもこのガイドラインにはどういう特徴があるのかと言いますと、この先住民が伝統的に利用してきた聖地、聖なる土地やあるいは土地一般、聖なる土地かどうかにかかわらず土地一般、それから水域といったものが開発される場合にはこのガイドラインに従うべきだというふうに言われているわけです。その際には国や企業が、こういった開発を行うにあたって事前に影響評価をすべきだと、こういった事柄を包括的に決めたルールがこのAkwé:Kon(アグウェイ・グー)ガイドラインだということわけです。では、もともとAkwé:Kon(アグウェイ・グー)ガイドラインがどこからやってきたのかと言いますと、この根拠になっているのは、生物多様性条約という、これは最近大変注目されている条約で、例えば日本でも環境省のホームページを見れば、生物多様性条約に関する大変詳しい説明等もあり、日本もこの生物多様性条約を批准しているわけですが、2004年にこの生物多様性条約を結んでいる関係国にあたる国同士の、第7回目の締約国会議が開かれたのですが、そこで採択されたのがこのAkwé:Kon(アグウェイ・グー)ガイドラインなのです。ちなみにこのAkwé:Kon(アグウェイ・グー)ガイドラインそのものの内容、また一般的な説明は、お手元の資料の3の2にあります。これは田上麻衣子さんという方がお書きになった簡単な紹介と、ガイドラインの本体の翻訳が載せられているものの写しでございます。詳しくは後ほどこのお手元の資料をご覧くださいと思

いますが、ここでは要点だけを、かいつまんでお話ししたいと思います。そういった意味でこの A k w e : K o n (アグウェイ・グー) ガイドラインというのはもともと生物多様性条約から出てきたものだということが分かりますが、その性格として、法的な拘束力はない、という点が基本的なポイントだと思います。つまり、これはあくまでガイドラインであって、生物多様性条約を結んでいる国であったとしても、このガイドラインに従う法的な義務があるわけではないということなのです。もちろん先住民側は、これを作るにあたっては法的拘束力を持つ、すなわち締約国はそれを守る法的義務があるという形で作るべきだという主張もしていたのですが、なかなかそういったことを言い出すと、物事が先に進まないということもありまして、とりあえず法的拘束力のないガイドラインとして作ろうということでスタートしたのです。しかし、法的拘束力はないけれども、各国が国内法によってアセスメントを行うに当たって、そのアセスメントに関する法律あるいは規則を作る際に、モデルにするべきである、またそれを実施する際の手引きにするべきである、という位置づけになっております。内容としては先住民の聖なる土地、あるいは土地一般、あるいは水に関することを開発する際に考慮すべき様々な事項が定められているということでもあります。

内容をもう少し申し上げますと、この先住民の文化とか環境あるいは社会的な背景を考慮して開発をアセスメントをしなければいけない。それからアセスメントをするにあたっては国内法でもって具体的な定めを設けなくてはいけない。あるいは開発の規模、期間あるいは経済的な重要性やその性質などの状況に応じてアセスメントを行わなくてはいけないといったことが謳われております。ちなみに文化的影響アセスメントとは、どういう意味を持つものとして扱われているかというところと開発が先住民の価値観や慣習、それから地域環境、そういったものに及ぼす影響を評価することであったり、あるいは開発が及ぼす有益な影響と悪影響、つまりプラスとマイナスです。そういった物を調査するのが、このガイドラインでいうところの文化的影響アセスメントであるということが言えます。

もう一つは、アセスメントの対象になる神聖な場所というのはどういう物と考えられているのかと言いますと、国や先住民によって宗教的あるいは精神的に重要と見なされていて、そして伝統ないしは習慣に従って維持されてきている地域とかあるいは地勢、ですから山とか谷とか崖とかそういったものも含めて神聖な場所と、このガイドラインでは呼んでいるということになります。

そういった土地に、あるいは場所にかかる開発を行う場合には、そこに住んでいる先住民やあるいは利害関係者が、その関係する開発の全内容を事前に閲覧する、見るができるようにしなくてはいけない。つまり自分たちに関係がある開発の中身をきちんと見る事ができる、知ることができるようになっていなくてはいけないということがまず一つです。そして見た結果、その開発の内容とかそれからその問題に対する公開の協議をすべきであるということになるわけですが、その際には先住民側にその問題について、あるいは開発内容等について質問をし、その質問に答えてもらう。そういった権利があるのだということが謳われていたり、そういう質問に対しては開発する側がきちんと回答しなくてはならないということが謳われているわけでございます。

更に内容的なことをもう少し見てまいりますと、開発が一体どういう人々に影響を及ぼすのか、例えばどの先住民に、どういう住民に、どこにいる人々に影響を及ぼすのかということ、きちんと特定しなくてはいけない。あるいは開発に対する先住民のアセスメントあるいは開発プロセス、つまり計画や実施に対して先住民がきちんと参加できるようにきちんと関係者を招かなくてはいけない。そして、誰を招くか誰を招請するか、あるいは誰を参加させるかということを考えるにあたって、そういう考えるプロセスもきちんと公開してやらなくてはならない。あるいは開発を管理したり、あるいは監視した

りすること、それからそういった計画に対してアドバイスをすること。そういったことを行う委員会を作って、そしてその委員会に先住民族を含む当事者が参加しなくてはならないということです。つまり開発を開発する側に任せるのではなくて、それをコントロールしあるいは監視する、あるいはそれにアドバイスをする。そういった委員会を作ってそれに先住民族を含む当事者が参加できるようにしなくてはならないということであるわけです。

そのアセスメントの結果、このプラスの面を最大化してマイナスの面を最小化するということができるような開発をきちんとできるような計画を作らなくてはならない。つまりプラスの面を最大化しマイナスの面を最小化するような、そういう計画を作らなくてはならない。あるいは先住民族の安全とか、生態系の維持というものを前提とした開発をきちんとするような法的な責任者というものを明らかにしなくてはならないということも謳われております。

更に文化的アセスメントを行うにあたっては、文化の全ての側面に対する影響を考慮しなくてはならない。例えば文化遺産であるとか宗教であるとか信条および神聖な協議、慣行であるとか社会組織の形態であるとか、土地利用の様式を含む天然資源利用体系であるとか、文化的に重要な場所であるとか、文化的資源の経済的な価値や聖地、儀式、言語、慣習法体系、並びに政治的な構造、役割、および慣習等のこういった文化的な問題が包括的に全面的に考慮されることが必要だというふうに謳われているわけです。

こういった考え方に基づいて開発を行うわけですが、開発の最中に何か重要な文化的な遺跡であるとか、文化的な意義を持つものが発見された場合には、そのアセスメントをきちんと完了するまで発見された地域やその周辺での開発活動は一旦中止すべきであるということも謳われております。

アセスメントをするにあたって、この聖地あるいは関連する儀式あるいは祭礼等の活動に及ぼす影響を調べなくてはならないわけですが、その場所としては多くの聖地、あるいは必ずしも宗教的ではないにせよ、文化的な重要性を持つ地域あるいは場所を対象として、生物多様性の保全、および持続可能な利用、更には地域、社会の福祉が依存しているような天然資源の維持ということに関して重要な機能を有する、そういったアセスメントが行われなくてはならないということで、そのアセスメントをするにあたっては通過儀礼というのは先住民族では行われることが多いわけですが、そういう通過儀礼であるとか重要な儀式あるいは祭礼、そういったものに関して先住民族のプライバシーに対する文化的な配慮、あるいはそういったプライバシーの配慮の必要性、あるいはプライバシーの必要性、あるいは儀式そのものの必要性、そういったものを尊重しなくてはならない。また、そうするにあたって、その先住民族のコミュニティが日常的に行っているような出来事、行為、行動そういったものや、その他の活動を阻害しないようにアセスメントを行わなくてはならないということも謳われております。こういったアセスメントに基づいて開発をするにあたっては、こういった4つのポイントに留意しなくてはならないと言われているわけですが、第1は環境的なサービスに対してきちんと対価を支払わなくてはならないとか、あるいは安全な労働環境での雇用を作り出さなくてはならないとか、あるいは適切な費用を徴収することによる収入を配分しなくてはならないとか、あるいは中小規模の事業の市場へのアクセスと収入を創出することを図らなくてはならない。これは先住民族が関与している事業というのは多くの場合、規模が大変小さいものが多いわけであって、そういったものがきちんと市場にアクセスできるようにしなくてはならないというようなことが謳われているわけでございます。

こういった評価手続きは先ほど冒頭の方でも申し上げましたように、基本的には国内立法それぞれが国の国内法によって定められなくてはならないわけですが、しかし国内において勝手気ままに作って良

いということでは勿論ないわけで、このガイドラインも含めた国際的な義務といったものに矛盾しない内容の国内立法に従って評価手続きが行われなくてはいけないということが、その考慮事項の一つとして挙げられております。更に伝統的に占有または利用されてきた聖地・土地および水域並びに関連する生物多様性に対する先住民族の権利というものに対する配慮と、あるいは考慮というものが必要であるということも併せて謳われているわけでございます。

こういった内容を持つガイドラインが現在この生物多様性条約の下で作られているわけでございます。これに基づいて各国が先住民族の文化的な意義を持つ様々なもの、あるいは場所に関係がある開発を行う場合には、こういった内容に基づくアセスメントを経た上で行わなくてはいけないというふうなこの生物多様性条約に基づいて呼びかけられていると、そして各加盟国においてはこれを前提としたアセスメントを行うように国際的な流れができつつあるということでございます。

時間の関係でかなり急ぎ足で申し上げましたけれども、更に詳しい内容はお手元の資料3の1、及び3の2を後程ご覧いただければよろしいかと思っております。では私の話はここまで致しまして、次は事務局の方からおそらくお話があるのではないかと思います。

*** 辻井委員長**

常本先生どうもありがとうございました。今のご説明についてのご質問もあるかと思っておりますけれども、これは後の協議の場でご質問があれば伺うということにいたします。どうもありがとうございます。そこで次に事務局から海外の先住民族に係る精神文化の保全に関する事例紹介ということでお願いいたします。柳さんお願いいたします。

(2) 海外の先住民に係る精神文化の保全に関する事例紹介【資料 - 4】

*** 事務局 (日本グラウンドワーク協会 柳事業部長) より、資料 - 4 「海外の先住民に係る精神文化の保全に関する事例紹介」について説明**

5. 協 議

*** 辻井委員長**

これから約40分位、6時までということで協議を始めますが、まず最初に今の説明をして頂きました二つのうち、最初に常本先生に「先住民族の権利に関する国連宣言」と精神文化ということと、それから加えて「生物多様性に関する条約」Akwé:Kon (アグウェイ・ゲー) ガイドラインということで、お話をさせて頂いて、ここから始めようと思っております。何か更に常本先生のお話に対してのご質問なりございましたらそこから承っていこうと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

去年、決議されると言っていてそれが延びたと言われましたが、それは、次はいつまでということはないんですか。

*** 常本委員**

実はこの先がどうなるのかというのは非常に不確定な要素が多くて、一つは最大な問題は先ほどご紹介

介したように昨年6月の人権理事会では可決されていたのに国連総会の第3委員会というところで審議が延期になってしまったということで、この人権理事会という組織とそれから国連総会の第3委員会というもっぱら人権を担当するとされてきた委員会の関係がそもそも整理されていないということが大きな問題の一つだと国連の中でも言われているようでございまして、これは人権理事会自体は去年の3月にできたばかりの組織ですから、それと国連総会の中の第3委員会との関係をどうするかというそういう組織的な整理が、恐らくこれから進んでいくのだらうと思います。つまり本来、人権理事会というのは先ほどご紹介したように経済社会理事会、安保理事会と同じレベルの理事会、非常に高いレベルの段階の組織なわけですから、その上にはもう総会しかないという、それだけ高いレベルのところであーケーとされていながら、普通そこでオーケーされれば、総会でパスするのは他のどんな問題でも常識的な扱われ方なのですけれども、それが今回そうならなかったというのは、やはりそういう組織間の調整というのが十分できていなかったということが一つあるのだらうと思います。ただ問題は仮にそれが整理されて、人権理事会と第3委員会との関係が仮に整理されたとしても、まだ当然ながら問題は残るわけで、その第3委員会が審議を延期した理由というのは、一つはコンセンサスによる採択ができるようになるまで慎重な審議を続けようということなのです。コンセンサスによる採択というのは先ほども申し上げたように「反対の人はいませんか」「いませんね、じゃ全員一致で」という話なので、反対をするメンバーがいる限りは結局採択できないということになるわけです。それで今回の流れを見てみるとカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカこの4カ国は非常にこの問題に対しては厳しいといえますか、良く言えば慎重な、一部の言い方を借りれば非常に堅い反対の姿勢を維持しているというふうに言われまして、とにかくこの4カ国がオーケーと言わない限り結局は採択の見通しはないというふうにも見られるわけで、つまり組織の問題と、それから採択方法というところでコンセンサスによる採択というふうになっている以上は反対者がいれば採択されないというあたりの問題が今後どうなるかということだらうと思います。今年もう一回同じく総会に提出されて審議されるということになるのかもしれませんが、予断は許さないとも言うしかないのかなという気がします。

* 辻井委員長

先生ちょっと教えて頂きたいのですが、先ほどのAkwé:Kon(アグウェイ・グー)の説明の所で、経済的、一般的事項、経済的考慮というところに環境的サービスに対する支払いというのがありますが、のところに、これが私ちょっと良く分からないんですけども、これはどういう事なのでしょう。何のどこの、どっちがやる環境的サービスに対する支払い、誰がというのでしょうか、誰が誰に払うのだらうという事なのですけれども。

* 常本委員

今のところに関する説明が載っているオリジナルの資料のところ場所を探しているのですが、基本的には環境に関するサービスというのは開発をする側ということになるのだらうと思いますけれども、そしてその関連するサービスの一環として経済的な価値のあるものが出てきた場合には、然るべき本来の持ち主に利益を配分すると還元するということを指しているのではないかと考えられますが、ちょっとその部分について説明する場所が見つかりましたら後程またお示ししたいと思います。

* 辻井委員長

分かりました。何か他にご質問いかがでしょうか。それでは先生それは後でまた見つかりましたらお話しして頂くということにいたします。

それではその次の資料 - 4です。柳さんの方から説明をしてもらった分ですけれども、ウルル・カタ・ジュタ国立公園とそれからマヤのがありました。それについてのご質問なりあるいはご意見なりというのがありましたら伺おうと思います。いかがでしょうか。

先程から常本先生、柳さんの事例の紹介とかいろいろ伺いました。それで私がかねがね十分関心を持っていたところがございますが、かってオーストラリアのエアーズロックは英語の地名ですが、それがやはり現地の原住民の方々のまさに精神文化を尊重するがゆえに彼らの言語のウルルに改称されたということは、私は非常に意味深いものだと思っております。それで今日お聞きした事例紹介を総合的に考えまして、ではこの平取においてダム関連になりますけれども、その時に例えばそういう文化遺産、一口に言いましてもこの精神文化というのは非常に多様でいろいろ深いものだと思いますから、それは精神文化を形ある物でどうするのか、現在ある物を精神文化の象徴として考えるのか、それはまた一方においては我々の民族としての考え方を結集して現在あるものを文化の象徴とするのか、または我々の気持ちの結晶と言いますか、何かの形のものを作るのか、あるいは、言うなれば祈りの場所を例えば一例ですが二風谷へ行くと、民族の政、チセとかいろいろありますけれども、それと全く同じという事かどうかはそれは私まだ分かりませんが、そういうことをいつどのようにということ私は今直ちに絞り込もうと思っていっているわけではないですけれども、それを十分検討してある物が象徴なのか、作る物か、そのことをこれから重大な課題として考えていったらなと私は個人的にそう思っております。

* 辻井委員長

どうもありがとうございました。是非、さんだけではなくて皆さんもそういうふうに考えて頂けるといいと思います。私もこの検討委員会の目的というのはまさにそれにあるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

そこまで調べているかは分かりませんが柳さんに聞きたいのですけれども、このエアーズロックですか、もともとは観光客が入れましたよね。それが今規制されているということで、これは扱的に土地の所有権とか、そういうもというのはもともと観光客が勝手に入れる時はどうで、今がどういうふうになっているのかということちょっと知りたいのですけれども。

* 辻井委員長

柳さんそういう細かいところまで分かりますか。

* 柳事業部長（日本グラウンドワーク協会）

土地の所有の所は説明を飛ばしましたが、資料にレンジャーという右に2人の写真が出ている左側に Anangu (アナング) 民族の所有で99年間のリース契約ということで国立公園、国に貸しているという状態なのですけれども、今の観光につきましては別の者がお答えいたします。

*** 吉開企画部研究員 (日本がラウドワーク協会)**

吉開と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

エアーズロック、ウルルの立ち入りのことについてですが、今でも観光客はエアーズロックを登ることはできます。但し別に法的とかそれに対して厳しいルールはございませんが、なるべく登らないようにAnangu (アナング) 民族はアピールしておりまして、定期的に特別な儀式がある時には、その時には一切立ち入り禁止になっております。

聞きたいのは、この土地は元々から民族のものだったということですか。

*** 常本委員**

以前調べたことなので今必ずしも記憶が正確ではないのですが、オーストラリアの場合、先住民族の土地に対する権利というのは当初から認められていたわけではなくて法律上は、それが1990年でしたか(補足:1992年6月)、オーストラリアの最高裁判所が一変にマボ判決といわれている判決の中で、そのオーストラリアの土地に対する先住民族の権利についての一定の考え方を示したわけですが、一定の条件が認められる場合には先住民族の土地に対する権利を認めるという判決を出しまして、その翌年その判決に基づいて政府が先住権原法という法律を作りまして、それによってオーストラリアの土地のうち一定の条件を満たすものについては先住民族のその土地に対する所有権を承認するという事になったわけで、恐らくこのウルルもその範囲に入ってきて先住民族の土地というふうにそれ以降、法的にも承認されるようになったのであろうと思われませんが、但し所有権はそういう形で先住民族にいわば回復されたわけですが、しかし実際には先住民族の側は所有権は回復されたけれどもそれを今度は、いわば土地だけもらっても言ってみれば経済的なメリットが無いわけですから、その土地に対する権利は確保してその代わりそれを国に貸し付けることによって、その貸し付けたことによる経済的収入を確保するというやり方をとっているわけです。ここで言う99年間、国立公園にリースしているというのはそのことを指しているわけで、自分たちの土地なのだけれども自分たちだけでもっていたのではいわずにお金にならないので国に一旦その利用を認めるという形で貸して、そして国の側はそれを国立公園として活用することによって当然、国立公園として見に来る観光客から収入が入りますから、その収入が一旦国に入ったものが国を経て先住民族の側に流れてくるという、そういう形で先住民族にとってもメリットがあるようにシステムが出来上がっているというそういうことであろうと思います。

90年の前までは国のものであったということですか。

*** 常本委員**

法的にはですね。オーストラリアという国の法律ではという意味ですけどもね。

*** 辻井委員長**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。全部を通してということで結構です。今日の資料説明について。何かご意見なりご質問なりありましたらどうぞ。

今常本先生からお聞きしたことなのですが、ウルルのこともニュージーランドのマオリ族のロトルバという所がありますでしょう、あれとだいたい同じようなケースと考えてよろしいでしょうか。

*** 常本委員**

誠に申し訳ないですが、ニュージーランドのロトルバの方は私、不勉強でよく知らないのですが、そちらについてはもしご存じでしたら逆に教えて頂きたいと思います。

いえ、よく分かりませんが、あそこは先住民のマオリ族の人たちがいろいろ関わってそれに貸しているのか観光でやっているのか自治権みたいなものをもって、そこで収入を上げているというふうには、ちらっと聞いたのですけれども。

*** 常本委員**

一般的にオーストラリアに限らず他のこの広い意味での元イギリスの植民地であった国々においては先住民の土地というのは、権利上は一旦返還するけども実際の活用は国に任せて、国が活用して経済的収入を得ることによって、その経済的収入を先住民に戻すという、そういうやり方は割りと広く行われているだろうと思います。

それと小委員会から人権理事会に上がりましたと先生の説明にありましたが、これは高いテーブルに上がったというふうに考えてよろしいですか。

*** 常本委員**

おっしゃる通りです。これは一番下、人権小委員会、人権委員会、そして経済社会理事会というふうに組織的に上下関係がありますので、下からだんだん積み上げて上まできて、そして総会まで後一歩というところまで来たけれども残念ながらそこで今足踏みをしているということです。

それはやっぱり反対する本音というのは土地の所有権でしょうか。

*** 常本委員**

幾つかあるのですが一番大きな問題は、いわば自決権の問題が先ず一つです。自決権というのは伝統的な国際法上の考え方からいうと分離独立まで認める権利になりますから、国の側にしてみれば自分たちの領土の中にいる民族が、自分の領土と思っている所に居る中にいる民族が分離独立して出ていってしまうというのは国の領土が減ってしまうことになるわけですし、これはやはり困るというのは一貫して主張しているところですし、あとそれからそもそも権利というものは、これは個人しか持てないものであって一つのグループとか集団が権利を持つというのは少なくとも西欧的な法の考え方からいうと馴染まないという問題もありますし、それからもちろん土地の問題もあります。土地に対する権利を認めるとそれを返還しなくてはいけないのかと、でも返還しろといったって現にそこには人がいっぱい住んでいるのではないかと返還しろといっても無理だという問題もありますし、いろんな問題がありますが、今申し上げた3つ位は代表的なものだと思います。

*辻井委員長

他にいかがでしょうか。なかなかこの先ほどの常本先生の国連宣言の問題についても、実際にはかなり膨大な条文もあるわけだし、これを全部読み解いてということになるとなかなか大変な事だろうと思います。それから後の今日は事例としてオーストラリアとかあるいは中国・シブソンバンナだとかあるいはマヤのグアテマラの例が3つということ。まだまだあるのだろうと思うのですが、それでこれはできるだけ事務局でも例えば私も今日別に先ほどのご質問があったニュージーランドのだいぶ前に行ったことがあるものですから、そういう資料も持ってきて、それを少し上手く要点をまとめるということをしていただいておりますけれども、まだまだたくさんあるのではないかと思います。それで無限にそれをたぐっていくというのもこれもまた時間的に大変な作業になりますから無理かもしれませんが、できるだけこれからは皆さんにお目通し頂くようにしたいと思っています。そういうのも含めて、またお考え頂いて、それを次の検討会にするのか、あるいは全く別にそういう場を考えるか、これも考えなくてはいけないということになります。我々の時間もそう無限にあるわけではありませんから、何か実際に目標とするのは先ほど さんもおっしゃったように精神文化をどういう形で表すのか、あるいは逆に言いますと、表さないというのは形としてではなくて何か別の表現手法もあるのかというようなことも考えなくてはいけないのではないかと思います。

それで、まとめるつもりではありませんけれども結局私たちが精神文化の場合、どういうふうに考えるかというのは、一つは誰の為に保全するのかということ、これはもうアイヌ民族の為にというのは分かり切っていますけれども、例えばその中でも個人とか、私共も今までかなり勉強させて頂いたのですけれども個人的な例えばカムイノミあるいはチノミシリの場というのがあるということも伺ったし、個人の問題もあるし、それからある集落の人々によるという聖地ということになります。それから平取というちょっと広い範囲でということもありますし、もっと広くはアイヌ民族全体、共通のということはある得ないのかもしれませんが、かなり広い範囲で考えるということも必要になる。つまり誰の為にこの場合は、平取の場合に私たちが考えなくてはいけないのは、誰の為に保全をするのかというのが一つ問題ではないのかと思うのです。

それから2番目には保全の目的というのは一体何だろうと、しかし、これはかなりはっきりしてきているのではないかと私は思いますけれども、アイヌの人々の信仰それから自然に対する思いというようなことが、これが保全の問題。それをどうやって保全するのかというそれが目的だろうと思います。

それからもう一つは、目的の一つに、これは前から私が申し上げていることなのですが、アイヌ以外の人々にアイヌの精神文化を伝えるということが必要なのではないかと。要するに分らないわけです、それをどうやって伝えるのかという、伝えなくてはいけないのではないだろうかというのが、これは私の考えですけれどもそういうのも必要、目的と考えて良いのではないだろうか、これはもっと難しいわけです。どういう形にするのかという説明のやり方を考えなくてはいけないのかということ非常に難しいと思います。

それから3番目なのですが、保全の手法をどうするかということになります。これは私の考えとして4つありまして、いわゆるお祈りをする祈りの保全対象を保存するという、これは手法としてですけれどもどういうふうにするのかということも考えなくてはいけない、それから祈りの場所の問題があります、設定、それからここから先が難しいのですが、精神文化の場所であるということを経験で示すということ、これをどうやって示したら良いのだろうかということがあろうと思うのです。それを私は必ずしも形ある物とばかりにしなくても良いのかもしれないと、この場所だというこ

とが分かればいいので、そこに例えば石で何か石柱みたいなものを建てるかどうかということは、かえってそれはおかしいことになるかもしれないですね。そういうことも考えなくてはいけないというふうに思います。

それから今日の資料の例で言いますと、さっきウルルのいわゆるエアーズロックの話が出ましたけれども、これもここにも書いてありますが原則的あるいは原則的に立ち入り禁止というのは基本原則なので通常はどれも今までの情報ではそこまで観光客今でも行けるということです。それである一定の期間とかある一定の日には、そこで何かやる時には例えばそこには観光客なんかは入ってはいけないと、立ち入り禁止するというやり方をとっているという話です。それを手本にするという意味ではないのですけれども、そういう方法もとっているところもあるというのは、私達も一つの例として頭に入れておいても良いのではないかとこのように思います。

こんなことを今日お話を聞いたり、それから資料を見たりして考えてきたことなのですが、この先、先ほど申しましたようにもっと情報、データというのが集まって来るとは思いますけれども、それで皆さんにお示しして、また考えて頂くということにしたいとこのように思います。

まだちょっと時間がありますが、付け加えてご質問なりご意見なりありましたら承ります。どうぞ。

私先ほど、付け替え道路が何月から始まるのですかという質問をしたのですが19年度中という形になりました。それで実際に関連ではあるけれども工事は始まるわけですが、それで今一度、中間報告書、総括報告書にもアイヌ文化の失われるものに対する代償それから維持できるものは維持とそういうことは全部謳っているのです。具体的なものはまだ何も出ていません。でも工事が始まるということはその具体的なものが無いのに始まるということにもなると思います。ですから付け替え道路をやるのであれば、きちんとかいこうことをやるには今一度、失われるものに対する補償、代償それから維持できるものは維持するという形の皆さんの共通の認識とあるいは失われる付け替え道路から出る木なり材料なりを使ってアイヌ文化の工芸品であるのか何であるかを作るというそういう方向性は是非示して、着工までに私達支部でも色々な意見を聞いてとりまとめをしたいと思っております。そのことは絶対に検討して頂きたいと思っております。これは他の地域からも、もの凄い注目を集める事業だと思っております。ですからこの次、是非、今日はここでそういうことは絶対、失われるものに対する保証、補償と言いますか、言葉が上手く言えませんが、それから大事なものはできるだけ損害を与えない、そういう意見の確認、それから着工するのであれば、その時点でできることから手を付けていくのだと、それが今後のずっと事業に対する代償という形になると思います。

*** 辻井委員長**

それは調査班がまさにそういったことをやっていますから。並行して落ちのないようにということになるだろうと思いますけれども。

調査班の予算とは別に私は。

*** 辻井委員長**

重要なものがあるかどうかということは調査班が今やっているわけですから、それに基づいてということになるだろうと思います。他にいかがでしょう。

特にございませんか。常本先生どうぞ。

* 常本委員

先ほど辻井先生からご質問頂いたところがそのまま宿題になっておりましたけれども、基本的には環境的サービス等に対する支払いをどちらがするのかというのは先ほど私が申し上げたように開発する側がするというのでございますけれども、それについて資料3 - 2で述べているのが46番という項目でございますので、46番という項目をご覧いただければと思います。

* 辻井委員長

ありがとうございました。それではもしご質問ご意見無ければ今日のところはこれで閉じようと思います。どうぞ。

さっき　さんが言ったのとダブルかもしれないですけども、要するにこの検討委員の方できっちりとした形がでなくても作業道路はやるということで、そういう方針なのですか。

* 事務局

先ほど　委員の方からご意見がございまして、私共としては先の委員会の中で委員会としてまとめた項目と、それからウタリ協会平取支部として出されたものと2種類の提案がされているというふうに認識しております。それで我々としては工事、平成19年度から付け替え道路ということで予定をしております、その前に　委員が言われたように事前に、完全にこれからお互いの協議、どういう場所になるかそれは別としまして進めていって大枠合意ができるような方法で進めていきたいというふうに考えております。

それで、先の調査委員会ですらまとめた、いわゆる8項目というのもございますし、それについても今のところ平成19年というふうに考えておりますけれども、できれば本体とか付け替え工事というところで、その前に保全対策というものを確立したいと思っておりますけれども、これについては道路という性格もありますけれども、大枠の、一つひとつの細かなメニューというところまではいかないかもしれないけれども、大枠の方針というのは固めていきたいというふうに考えております。

要するにきっちりとした形というのか、今やっているものが形になる前に始まってしまうということもあり得るということなんですか。

* 事務局

そこは影響がどの辺まで及ぶかということも考えながら保全対策を考えていかなくてははいけない。例えばダム本体だとか、工用道路ちょっと場所も違いますので、場所を考えて進めていきたいというふうに考えますけれども。

たまたま道路工事が始まったりして何の計画も無しにやって、そこから出る木だとかいろいろなものが全て廃棄処分になってしまうというようなことは我々はしたくない。例えその中の有効利用できる木でも何でも良い、その中の何点かでも要するにここから出たもので作ったアイヌ文化の作品、あるいは

何らかでありますよという形のをこれから検討して提言をしていきたいと思っております。それを踏まえて協力をお願いします。

***辻井委員長**

それは良いのではないですか。他によろしいでしょうか。それでは本日の用意した議案はこれで終了ということになりますので、事務局にお返しするということにいたします。

6.閉会

***事務局**

辻井座長ありがとうございました。事務局としましても本日の議論を踏まえて第3回の検討会の開催に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

最後ですけれども次回、第3回の検討会の日程につきましては辻井座長のご都合等を考えまして3月の中旬を目途に考えております。後日詳細が決定しましたら皆様にお知らせしますのでご協力よろしくお願いたします。それではこれもちまして第2回検討会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

平取ダム地域文化調査業務の概況

1 精神文化現地調査

1) 調査項目

- カムイノミ箇所（湛水前＝現状）の把握 <文献・聞き取り>
- カムイノミ箇所（湛水前＝現状）の現地状況調査
- カムイノミにおける儀礼行為の現状把握調査<聞き取り>

2) 調査報告

(1) カムイノミ箇所（湛水前＝現状）の現地状況把握

- ・調査箇所：平取ダム建設予定地周辺、額平川流域
- ・本報告では、現地踏査の対象とした平取ダム建設予定地周辺について報告

アイヌ文化環境保全対策調査（H15～17年度）『総括報告書』に加えて、今年度の調査により、以下の6項目について、新たに祈りの対象やカムイノミ箇所が把握されたり、情報が追加された。

1 エチナンケ（上の部分が欠けている山の様子）・荷負本村のチノミシリ（Dbさん、Obさん）・Ebさんのパセオンカミ

- ・『総括報告書』では、エチナンケは、宿主別川河口付近の崖と推測していた。
- ・エチナンケは、e = その頭 ci = ~される n a n k e = 削る・欠く という解釈をもとに現地を検証した結果、平取町では、「上の部分が欠けている様子の山」ということから、宿主別川河口付近の表1の場所を特定した。

【アイヌ語辞典 沙流方言 田村すず子】【萱野茂のアイヌ語辞典】

2 ペテウコピ（川が繋がる所）について

- ・『総括報告書』では、祈りの対象としてのペテウコピと、合流点付近で行われたカムイノミ（神への祈り）の情報を1つの場所として記載していた。
- ・今回の調査では、より詳しく調べた結果、祈りの対象とカムイノミ箇所（表5、表13）を分類・記述した。
- ・また、『萱野茂のアイヌ語辞典[増補版]』（萱野茂著 2002年三省堂発行）では、ペテウコピ（川が繋がる所）という表記だが、2004年2月3日に行われた萱野茂さん聞き取り調査の際、「ペテウコピは、川が繋がる所」というお話から「ペテウコピ」という表記とした。

3 荷負本村の男性Obさんがチャルパ（先祖や神へ供物などを贈るために散らす）やカムイノミをしていた場所

- ・『総括報告書』では、荷負本村の男性Obさん番兵小屋の外からチノミシリに向かってカムイノミしていた場所と記載していた。
- ・今回の調査では、Obさんが小屋から外へ出て、チャルパをし、カムイノミをしてい

た場所と記載した。

4 荷負本村の男性O bさんの関連箇所

- ・ 番兵小屋の道路を挟んだ向かい側にも荷負本村の男性O bさんの小屋があり、カムイノミをしていた可能性があることがわかった。

5 マタギの人たちが獵に出かける前のカムイノミをしていた場所

- ・ 糠平川と宿主別川のぶつかっている二股（合流点）の付近の少し高い場所に三角小屋があり、マタギの人たちがカムイノミをした場所であることがわかった。
- ・ O bさんはカムイノミをする方だったので、この場所でもカムイノミをしていた可能性があることがわかった。

6 荷負本村の男性D bさんとO bさんがカムイノミをしていた場所

- ・ 荷負本村の女性Bさんの祖父であるD bさんが宿主別川の川下や幌尻岳に向かって祈っていた場所であることがわかった。
- ・ 荷負本村のO bさんも番兵小屋の向いの方にある川越しの大きな崖の方を向いて、山と川の神様の両方にお祈りしていた場所であることがわかった。

祈りの対象や場所	地図番号：タイトル
	内容・出典
 <p>エチナンケ・チノミシリ(D bさん、O bさん)・E bさんのパセオンカミ</p>	<p>1：エチナンケ(上の部分が欠けている様子の山)・荷負本村のチノミシリ(D bさん、O bさん)・E bさんのパセオンカミ(位の高い神への祈り)</p> <p>荷負本村の人たちや荷負本村の男性O bさんがお祈りをしていたチノミシリです。荷負本村の男性D bさんが孫のJさんとカムイノミをしていた祈りの対象です。【参考文献『総括報告書』P216/P439】荷負の男性E bさんのパセオンカミの対象となるカムイのうちの1人であるクエラン姫神は、宿主別川河口のエチナンケ峰に在るといわれています。【参考文献『総括報告書』P204/P439】</p>
 <p>額平川と宿主別川のペテウコピ</p>	<p>2：ペテウコピ(川が繋がる所)</p> <p>平取ダム建設予定地である額平川と宿主別川合流点は、カムイ(神)達が集まってコタン(村)を守る相談をしていた場所として伝えられ、また、“川と川がぶつかる場所”である合流点は祈りの対象です。【参考文献『総括報告書』P439】</p>
 <p>荷負本村のO bさんがカムイノミをしていた場所(番兵小屋跡)</p>	<p>3：荷負本村の男性O bさんがチャルパ(先祖や神へ供物などを贈るために散らす)やカムイノミをしていた場所</p> <p>荷負本村の男性O bさんが番兵小屋の外からチノミシリ(番兵小屋から道道芽生貫気別線をスズラン保全地区に向かって300m進んだ場所から見ると貫気別山の手前に見える山)に向かって、カムイノミをしていた場所です。【参考文献『総括報告書』P217/P440】また、O bさんが小屋から外へ出て、チャルパをし、カムイノミをしていた場所です。(平成18年度調査より)</p>

祈りの対象や場所	地図番号：タイトル
	内容・出典
 <p>荷負本村の男性O bさんの小屋があった場所</p>	<p>4：荷負本村の男性O bさんの関連箇所</p> <p>番兵小屋の道路を挟んだ向かい側にも荷負本村の男性O bさんの小屋がありました。</p> <p>荷負本村の男性O bさんは、カムイノミをする方だったので、この場所でもカムイノミをしていた可能性がある。（平成 18 年度調査より）</p>
 <p>マタギの人たちの三角小屋があり、イノウチパでカムイノミが行われた場所</p>	<p>5：マタギの人たちが猟に出かける前のカムイノミをしていた場所</p> <p>額平川と宿主別川のぶつかっている二股（補：額平川と宿主別川の合流点）の付近の少し高い場所に三角小屋があり、マタギの人たちが5・6人集まってイノウチパでカムイノミをした場所です。</p> <p>次の日、炉辺に立っているイノウ（木で削った御幣のようなもの）は川に流し、大事なものは小屋の前に置いてから、額平や宿主別に猟に出かけて行きました。（平成 18 年度調査より）</p>
 <p>荷負本村の男性D bさんとO bさんがカムイノミをしていた場所</p>	<p>6：荷負本村の男性D bさんとO bさんがカムイノミをしていた場所</p> <p>荷負本村の女性Bさんの祖父であるD bさんが、宿主別川の川下や幌尻岳に向かって祈っていた場所です。</p> <p>また、荷負本村の男性O bさんも番兵小屋の向かいの方にある川越しのチャシ（砦）のような、大きな崖の方を向き、山と川の神様の両方にお祈りをしていた場所です。（平成 18 年度調査より）</p>

祈りの対象や場所	地図番号：タイトル
	内容・出典
 <p>シケペコタン(荷負)のチノミシリ (B bさん)</p>	<p>7：シケペコタン(荷負)のチノミシリ(我ら祭る所) (B bさん)</p> <p>荷負のシケペコタンの地域の方もカムイノミ(神への祈り)をし、一番大事にしている祈りの対象です。シケペコタンの男性B bさんのチノミシリは、宿主別川と額平川の合流地点のやや下流の崖だといわれています。【参考文献『総括報告書』P 203/ P 215/ P 439】</p>
 <p>荷負本村・荷負のチノミシリ</p>	<p>8：荷負本村・荷負のチノミシリ (E bさん)</p> <p>荷負本村のチノミシリで、長知内の男性U aさんの荷負に住んでいた祖父E bさんらは、家の中からチノミシリに向かってカムイノミをしていました。【参考文献『総括報告書』P 216/ P 439】</p>
 <p>カムイワッカとよばれる湧き水</p>	<p>9：カムイワッカと呼ばれる湧き水</p> <p>宿主別橋の手前右側の湧き水はカムイワッカとよばれ、荷負本村の男性D bさんやG cさん、カムイワッカを通る人たちがこの湧き水にカムイノミ(神への祈り)をしていました。宿主別橋付近に住んでいた人や学校の生徒たちも飲み水として利用していたなじみの深い湧き水です。【参考文献『総括報告書』P 222/ P 440】</p>
 <p>荷負本村の男性D bさんがヌサに向かってカムイノミをしていた場所</p>	<p>10：荷負本村の男性D bさんがヌサ(祭壇)に向かってカムイノミをしていた場所</p> <p>荷負本村の男性D bさんが住んでいた家があり、家の外には幌尻の方に向かってヌサがありました。D bさんがヌサに向かってカムイノミをしていた場所です。【参考文献『総括報告書』P 224/ P 441】</p>

祈りの対象や場所	地図番号：タイトル
	内容・出典
 <p>荷負本村の男性D bさんがイヨマンやカムイノミをしていた場所</p>	<p>11：荷負本村の男性D bさんがイヨマンテ（熊送り）やヌサ（祭壇）にカムイノミ（神への祈り）をしていた場所</p> <p>荷負本村の男性D bさんの家があり、宿主別で獲ったキムンカムイをイヨマンテした場所です。また、小屋のすぐ側にイノウチパ（家の外側にある祭壇）を作り、カムイノミをしました。D bさんがヌサの他に、カムイワッカとポロシリとピラホラックにカムイノミをしていた場所でもあります。【参考文献『総括報告書』P 176/ P 194/ P 221】</p>
 <p>荷負本村の男性E bさんのマタギ小屋があった場所</p>	<p>12：荷負本村の男性E bさんのマタギ小屋があった場所</p> <p>荷負本村の男性E bさんは、現在のスズラン群生地奥のマタギ小屋を持ち、宿主別などをイウオロにしていました。E bさんのものかは定かではありませんが、ここを通った時にイノウチパがあり、くまの頭などを祀ってあったのを見たという方がいることから、イヨマンテが行われていた可能性があります。【参考文献『総括報告書』P 179/ P 194】</p>
 <p>D bさんがカムイノミをした場所</p>	<p>13：荷負本村の男性D bさんと孫のJさんがカムイノミをした場所</p> <p>D bさんの孫である貫気別の女性Jさんが、おじいさんと2人で宿主別川と額平川の合流地点から見える高い山や周りの山々に向かってイノウ2本を立ててカムイノミをした場所です。【参考文献『総括報告書』P 216】</p>

（2）カムイノミにおける儀礼行為の現状把握調査

1）平取ダム建設予定地周辺および額平川流域で、何かの機会にカムイノミ（お祈り）・チャルパ（先祖や神国へ供物などを贈るために散らす）等を行っている場所がありますか。

祖父が住んでいた番兵小屋があった場所（表3、表11）や祈っていた場所（表9のカムイワッカ）にチャルパしている。

特定した場所はないが、山菜採りなどで行った沢にイチャルパ（補：チャルパ）をする。

昔からカムイノミをしている山が自分の住んでいる近所にある。
仕事などで奥の方へ行ったら、自分なりの気持ちでチャラパなどをしていたが、現在は、チノミシリ(表1と貫気別山の手前の山のチノミシリ)とかに手を合わせてお祈りをしている。
知り合いに連れて行ってもらい、湧き水(カムイワッカ)にカムイノミをしてきた。自分の言うことが半分でも届いたのか分からないがカムイノミして来た。
春先にイペペシナイに行ってチャルパをしている。
やったこともないし、見たこともない。
ペテウコヒで真似事をした。
平取ダム水没予定地にカムイノミをしに行っている。
芽生に住んでいた時は、近くの崖に秋の収穫が終わった後にカムイノミをしていた。
山の仕事をしていた時、モソウシでカムイノミをしていた。
特にカムイノミやチャラパを行っている場所はないが、新しい山に仕事に入るときには、その山にある一番古い老木に祈願している。
舅さんが住んでいた番兵小屋(表3)とポンナイ(表9のカムイワッカ)にチャラパしている。
荷負本村の神社の境内のヌサ(祭壇)があったところやエンジュの木にチャラパしている。
ない。
特に決まっていないが、山菜採りに行ったとき小沢で。
芽生のところの湧き水(カムイワッカ)には、チャラパはしている。

2) どのような機会にカムイノミ・チャルパ等をしているのですか。

家では常にカムイノミはしている。お酒などを飲むときもオンカミ(礼拝)して神様からお下がりをいただいている。
平取ダム建設予定地周辺に行った(補:通りかかったりする)ときにしている。
山菜などを採りに山の中に行って沢をまたぐとき。
山菜採りのときや、近くの山や、どこの山に行ってもカムイノミ(神への祈り)やイチャルパ(物を撒き散らす)をしている。
大きな木を伐りに行くときや、薪を拾いに行くときや山菜を採りに行くとき。
山菜を採りに行く時も、ちゃんと山の神さんに「山に入り、野菜貰って行くから」とチャラパ(お供えものを散らし、先祖や神の国へ贈る行為)をしている。
現在もお正月やお盆に、住んでいる所の人が歩かないような場所で簡単にだが、シンヌラッパ(先祖供養)をしている。
春と秋に畑に行くときにチャルパをしている。
山菜を採るときにチャルパをしている。
仕事で山に入る前に。
自分でトゥキ(お椀のような形の塗り物)もパスイ(簞)も持っているのですが、しょっちゅうではないが先祖の供養ということもありやっている。現在は石油ストーブだが気持ちでチッカ(したたらす)している。
自分が造材の仕事で山に入っていたとき(50年前)。
お盆とお正月は、毎年、シンヌラッパをしている。
ウタリ協会の活動で参加するだけ。

スズラン祭りなどで通りかかったときなどにチャラパをしている。

荷負本村の神社には、近所に住んでいた女性を思い出したときにチャラパをしている。

荷負本村の神社の境内で母親や近所の男性がいたときには、お米などを撒くことをしただけで、現在は、ウタリ協会の行事などに参加したりするだけで、やっていない。

シンヌラッパは、お盆とお正月にやっている。シンヌラッパは昼にやるもの。

本家のストーブのところでカムイノミをしている。

米と塩を持って行き、山の神様に「庭で遊ばせて下さい。怪我もない様に、悪いことはしませんから」と日本語で言う。

婿が山に入ったとき、川の縁でご飯食べるときは、「山に対して、悪いことしないから」という意味であげている。

山菜採りに行ったときカムイノミをする。

芽生のところの湧き水(カムイワッカ)を通ったときに必ずしている。

3) カムイノミ・チャラパ等は、現在、どのような形でおこなっていますか。

川に石を投げて、塩と米を撒き、水の神さんに来たことを教える。

木の前に酒と塩を石の上に置き、「今日はいろいろもの(山菜)があるように」と言って、から山に上がる(補:登る)。

カムイノミは適当に出来ないので、火の神さんに先に何でも話をしてお願いし、山に行って、沢を渡る時に必ず、沢の神さん、川の神さん、山の神さんをお願いして、それから山へ入る。採ってきたものは先にフチアペ(火の神)に捧げる。

山菜採りや山に行ったときには「私は山菜採りに来たけれど、何事も無く採らせてください。持って帰っても人間ばかりではなく、カムイフチ(火の神)、フチアペ(火の神)に先にパロオスケ(～の為に煮たきをする)して、それからやるから」と言う。

1年に1回か3年に1回くらい、近くの山へ行き、「部落を守ってください」とカムイノミ(神への祈り)をして、イチャルパ(お供えものを散らし、先祖や神の国へ贈る行為)をする。

塩・米・酒・お菓子などを持って行ってチャラパをしている。

ワンカップ(お酒)やタバコを持って行ってチャラパをする。

山の神の為にイナウを削ったものをお宮に入れて、作ってある。

50年前は、御幣を作って飾った。その頃はシャモ(和人)が絶対主義の時代だったので。

お膳にお菓子や米などを用意し、外で炊きつけで火を起し、火の神様にチャラパしている。

お米や塩、お酒を祀っている。

お米や塩、ワンカップ(お酒)でチャラパをしている。

ワッカウシカムイ・ナイコロカムイ・シランバにオンカミ、チェホロカケブを2つ作って神に祈る。

ケルカムイ(家の神)にオンカミ(礼拝)するときは、ブロク、イナキビ、ヒエ、アワ、タカキビを精白して使う。

米と塩を持って行く。

婿が山に入ったとき、川の縁でご飯食べるときは、「山に対して、悪いことしないから」という意味であげている。

お酒を持って行くときもあるが、いつも持っているタバコやパンなどをちぎってチャラパして

いる。

4) カムイノミは、アイヌ語でおこなっていますか。日本語でおこなっていますか。

山の神様に「庭で遊ばせて下さい。怪我もない様に、悪いことはしませんから」と日本語で言う。

現在、カムイノミやチャラパをするときは、日本語で「火の神さんから、先祖に贈ってちょうだい」と言っている。

アイヌ語を覚えているのでアイヌ語するが、お祈りの言葉は、日本語でもいいと思う。

日本語でも言えるが、先祖(エカシやフチ)にカムイノミするときは、アイヌ語でやる。カムイノミは、アイヌ語と日本語でしている。

木を伐るときは、木に向かって「無事に倒れるように」と神様にアイヌ語でお祈りをしている。

薪を拾うときは、沢からお神酒を流して、「山へ入ります」とお祈りをしている。

山菜を採りに行くときは、山の神さんに「山に入り、野菜貰って行くから」とチャラパをしている。

採ってきた山菜は、火の神様に、「山奥に行き、いろいろな青もの(山菜)を無事に採って来たから」とお祈りする。

チャラパするときは、アイヌ語で言う。

嘘を言うわけにいかないのではない、と言いつつ日本語とアイヌ語を散りばめながら言ったことはある。

全てアイヌ語で行っている。

アイヌ語は、分からないので日本語でお祈りをしている。

アイヌ語は、分からないので日本語でお祈りをしている。

現在も全部、アイヌ語でやっている。

カムイノミの言葉をアイヌ語では聞いたことがないし、昔はアイヌ語を教えたら駄目だって言われていたので、親からは教えてもらわなかった。現在は、日本語で火の側で火の神様にやる。

アイヌ語は、分からないので日本語で。

5) なぜ、その場所にカムイノミ(お祈り)・チャラパ等をしているのですか。

祖父が住んでいた場所(表3、表11)や祈っていた場所(表9)だから。

山に行ったらたくさん山菜などが採れるようにお祈りする。

おじいさん達がカムイノミなどをしていた場所なのでお祈りしている。

イペペシナイに親がしていたので。

自分が生きている間だけでも、親がしていたことだから(補:チャラパ)する。

昔、舅さんが住んでいたところなので。

父親がやっていたので。

父親と一緒にいくたびに芽生のところの湧き水(カムイワッカ)にがしていたので。

6) 家族の人や家族以外(近所の子供など)で伝える(受け継ぐ)人はいますか。また、受け継ぐ気がある人はいますか。

現在、息子はアイヌ語でさえも分からなし、カムイノミやチャラパはしない。

神に言う言葉をエタラカ(めちゃくちゃ・でたらめ)に言うこともできないし、もし、ちゃんとできる人がいたとしても、(補：カムイノミは)してほしくはなし、誰かに続けてほしいとも思わない。

家族にはいないが、シャモ(和人)もアイヌも関係なく、これから山に行く人がいたら教える。子供たちには教えていないが、本が出ているので、それを孫たちに預けている。

自分のようにして欲しいと思うが、無理だと思う。自分が小さい頃から見たり、聞いたり経験してきたことを教えてやりたいが、それはしない。やればいいと思うが、今の子供たちはしない。

やりたいといえば話をして教えるが、聞かれなければ教えない。聞かれれば何でも教える。いない。息子も孫たちもそういうことは分からないし、やる気もないだろう。自分としては、やってくると嬉しいが、本人次第なので…。死ぬ前には、言っておこうとは思っている。お爺さんはオイタコテ(補：葬式、引導を渡す)して歩いた人で、「一言でも間違えたらとってかれない(補：神がその言葉を持っていってくれない)」と言っていたので子供たちには教えない。

子供には教えていなく、現在はいない。

息子と孫に教え、やらせている。

孫はいるが、興味がないようだ。

家族は、あまりアイヌ文化に興味がないが、アイヌ文化に抵抗をもっているとかではない。

子供にアイヌの風習を教えていない。子供も習おうとしない。

家族は関心はないが、娘婿はアイヌ語の勉強をしている。

自分のしていることを見ているから、知らない内に婿や娘も山に入るときにカムイノミをやっているかもしれない。

娘は、祖母から習って、アイヌプリを覚えているらしい。

芽生のところの湧き水(カムイワッカ)のところには、娘は連れて行ったことが無いので、私の時代で終わりだと思っている。カムイノミやチャラパをしていた場所を受け継いで、してくれればいいとは思っている。

7) 家庭の中で残しているもの(信仰や精神文化)は、ありますか。

山菜を採って来たときには、母親にちゃんとしなきゃ(カムイノミやお礼を言わないと)駄目だと言われた。

お爺さんが「道路に唾気をはいてはいけない」、川(イペペシナイやヌブキオクナイ)にも「汚いものを流すな。川の神さんと水の神さんがあってみんな生きているのだから絶対に粗末にするな」と言われてきたから、子供たちにも守らせている。

「カムイノミは一言でも間違えると神様に通らない」と爺さんが言っていたので教えることはできない。

爺さんは、「災難の無いように守って下さい」と道路の神さんに必ず言っていた。自分も子供たちに旅行に連れて行ってもらったときなど必ず言っている。

仕事で山に行ったときは、「タバコに火をつけて山の神さんや川の神さんに元気で仕事ができるようにするんだよ」と教わった。

基本的には、記録的にきっちり保存管理するという必要だと思っている。

百歩ゆずっても碑のようなもの（精神文化を象徴するコタンコロカムイ、オキクルミ、サマユンクルの像）ぐらいかなとは思っている。皆に説明するという意味をもって、何かの展示というか資料館（記念、展示、説明する場）といったものは一つ必要かなと思う。ただ、箱物だけを建てればよいということにはならない。

チノミシリは特定の個人のいうものではないと思う。地域（その流域民族の魂の宿る所）のものだとは思ふ。

チノミシリは民族全体の共有財産、精神文化だと思う。そういう事実があるということをもみんなに分かってもらいたいと思う。

カムイノミ中に女がふざけたらウェンメノコ（悪女）と言って怒られたことがある。

舅さんから、カムイノミをしたあとのパケシ（飲み残りの酒、お流れ）をもらっていたが、「カムイパケシ（神が飲み、残ったお酒）だから残したら駄目だ」と怒られたことがある。

クワ（墓）たてようとしたら、あの木この木が良いって言ったら他の木が悔しがるから、無言で木を選ばなきゃ駄目だと父親に教わった。

火の側で火の神様にお祈りをすればクマの神様に通じると聞いた。

火の神と山の神はつながっていて、狩に行く前に火の神の前で話しはしない。

山菜を採りに行っても、小さいもの（山菜）は、必ず2～3本残している。

知らない人から物をもらう夢を見たときには、「昨日、頂いたが、私は受け取れないから」と言ってトイレの神様に返しますと言葉を言う。

嫌な夢を見たときには、人に話すと災難から逃れることができると聞いた。

動物が遠吠えしたときは、「嫌な知らせがある」と親から聞いていた。

8) もし、カムイノミをしている祈りの場所（山・崖・川）や、カムイノミ・チャルパ等をしている場所が、平取ダムの建設によって影響（水没やなんらかの影響）をうけるとしたら、どのような形で残してほしいですか。

カムイワッカは、上の高いところから出て（補：湧いて）いるが、（補：道路を）横にでもまわして行けるようにしてほしい。やっぱり無くしたくはない。

カムイワッカが湧いている上のところは、平らだと思ふから現在のように滝（水が流れる）ようにはならないと思うが、現在のように滝（水が流れる）にしてほしい。滝になっているからこそ値がある。

いつでも気軽にカムイワッカに行けるようにしてほしい。

祖父の番兵小屋があった場所（表3）にもダムができて水が溜まってしまうと、行けるのか心配だ。水がないときにだけでも行くことができるようにしてほしい。

ダムを造るとなったら、どうにも出来ないが、誰かが行ってカムイノミをするか、それかお払いするかどうかの方がいいと思う。

少し景色（景観）が変わるが、ちゃんとした場所を残しておくといいと思う。

ダムの上の二股（補：堤体建設予定地より上流の合流点）の、水が乗らない所にイナウチパ（家の外側にある祭壇）を作るのもいいと思う。1939・1940年（17、18歳）頃、額平川と宿主別川のぶつかっている二股（補：合流点）の少し高い、大雨でも水が浸からないところの三角小屋に、イナウチパ（家の外側にある祭壇）があり、マタギの人たちが5、6人集まり、泊まって、カムイノミ（お祈り）をしていた。家の炉^{いろり}辺に立っているイナウは川に流して、大事なも

のは小屋の前に置いて、それぞれ額平や宿主別に行った。そういう場所をどこかに作ればい
ダムを建設することには反対はしない。賛成だ。ただ、昔のマタギ小屋があった所に行き、小
屋が建っていたところに火でも焚きチッカ(したたらす)でもして、それからどうするか考え
た方がいい。

これからダムを造るのであれば、カムイノミをしてから手をつけて(補:着工して)もらった
方がいい。川の神様や土地の神様などがあるし、地元のことなので、イナウ(木で削った御幣
のような物)を作り、立てて、「新しくダムを造ります。事故のないように」と頼んで、カム
イノミ(神への祈り)をして、ちゃんとやった方がいいと思う。

カムイノミ、イチャルパ(物を撒き散らす)をして、ダムによって沈むところはこうなると言
うことを神様に伝えたい。

カムイノミをした山などは残したい。

ダムを造る時や何かする時は、何日か前にカムイノミをしないとならない。

昔からチノミシリは、良い神様、悪い神様も降りてくる場所だといわれているので、ダムを造
るとなると、そこだけはアイヌでもシャモ(和人)でも分かるように残してもらいたい。大事
にしてもらわなきゃどうにもならないと思っている。自分たちも何でもかんでも勝手にされた
ら嫌なので。砂防でもちゃんとしてもらいたい。

昔の先祖から言ったら、そういう所は自然のあれだから…自分たちが言ったからと聞くわけ
でもないが、出来ればやっぱりそのまま残してそっとしてほしい。

芽生から行って、川渡る前(補:カムイワッカのことらしい)、昔からあった水で、皆そこか
ら水をくんでいたが、残してといっても残せないでしょう。奥にダムを造って何になるのか?
山菜もみんな、湖の底になる。水が可哀想である。

カムイノミの場所は、大体この辺ということは言っているし、場所は大体決まっている。カム
イノミをする場所は、高台に上げないと駄目だと思う。高台に上げ、チノミシリ正面にちょ
っとした建物を建ててもらって、カムイノミの場所を造りたいと思っではいるし、そうさせ
たい。

祈りの場所が見やすい所で、カムイノミができるようにちゃんとした場所を確保してほしい。
できれば駐車場があるような場所を確保して欲しい。

祈る場所を移転するか、記念碑みたいなものを建てて、その場所でカムイノミができるよう
な形をとれるようにしたらいいと思う。

いろいろな遺跡が水没してしまうので、記念館のような建物を残してほしい。

自然を残すために広い土地を用意してもらって、植物を植林し、のちに管理する体制を作り、
ウタリ協会平取支部の事業にしてもらいたい。そのような事業を行うことにより、将来、支
部の活動やアイヌ文化を伝承していくことができると思う。何もしなければ、このまま自然と文
化も消えていくと思う。

ポンナイ(カムイワッカ)は、通ったときなどに飲んだりしたいので、できればそのまま利用し
たい。

カムイワッカの場所が、サーチャージ水位(184.3m)まで水位が行かないのであれば、カムイワ
ッカに行けるような階段を作る。

チノミシリに祈る場合、祈る人たちの視線は上の方なので、上のほうはあまり手を付けずに堤
体を通って行ったところやチノミシリ崖などの堤体の近くや、荷負本村の男性がいたという

スズラン群生地に行く手前のカーブ(表 10)の高台にヌサ(祭壇)みたいなものを作った方がいい。

合流点は、水没した後も水没する前は、この位置にあったということが分かるようにした方がいい。荷負本村の男性がいたというスズラン群生地に行く手前のカーブ(表 10)の高台に分かるようにすれば、いい位置でチノミシリなども見ることができるのではないかと考えている。

チノミシリなどを全体的に見渡せるようなところが、1つは必要だと思う。

大事なもの(祈りの対象や場所)の中には、絶対に手を付けてはいけないものもあると思うが、神社やお寺の移築というものは、絶対駄目だということでもない。簡単にこっちが都合が悪くなったからと言って、こっちにというように、軽々しくやるものではないと思う。神様というものは、ウタリの人たちを見ていてくれていると思っているので、ウタリの人たちに良い利益があれば神様も理解をしてくれるのではないかと認識を持っている。その形にしたものが、利便性があるとか、平取町に利益があるという理由だけで簡単に平取ダム建設を行うべきではないと思っている。

特別希望は、ない。

芽生のところの湧き水(カムイワッカ)は、何かの機会に行くことがあれば行きたいと思っているので残してもらいたい。

9) 今後、アイヌの人たちの伝統的な信仰や精神文化を多くの人たち(子供たちやアイヌ文化を知らない人やアイヌ文化に関心がない人)に伝えていくには、どのようにしたらよいと思われますか。

誰かが教えないとならないと思う。今、アイヌ文化に携わってる人たちが、踊りやカムイノミ(神への祈り)などを出来るようにして、若い人や覚える気持ちのある人がいるなら教えた方がいい。それが出来なければ全て終わりになる。頑張って運動をした方がいい。

本などは何にでも出るからいいが、踊りや何かという時には、言葉で教えて、録音でもしておけばいい。

自分では、ウウエペケレ(物語)でもカムイユカ(神謡)でも、何でも録音しておいて、それを聞いている。

お年寄りの人たちが生きていうちに、これからは若い人たちにどんどん、アイヌ文化が無くならないように教えて、覚えていってもらわなければいけないと思う。アイヌ文化は、あくまでも残してもらった方がいい。だんだんお年寄りもいなくなるので、今のうちみんなにいろいろと聞いたり、本に残しておいたり、若い人たちに頑張って受け継いでもらいたい。

アイヌ言葉で全部話すことはできない。これが30~50年前だったら、年寄りが多かったから教えることもできたと思うが、遅かった。

ウタリ協会平取支部の中では、カムイノミの練習をしようという話は出ている。

子供たちが興味を持って覚えようと一緒に行くとすれば喜んで教える。

1つのイベントとして週報に載せる(シシリムカなどのように)。

アイヌ語教室でカムイユカを覚えているが、民族に関係のない人たちが一生懸命にやってくれることはいいことだなと思っている。

アイヌ語教室などで、カムイノミの練習をしたらいいと思う。

今、手がける平取ダムの関係で、もし支部が事業として管理などを任されるのであれば、将来、文化伝承について指導なども手がけることができ、伝承することができると思う。

若い人たちに続けていって欲しい。踊りやカムイノミを見せれば、見た人が興味を持ち、勉強などしていけば伝承されていくのではないか。

普段、アイヌ文化に多少の関心がある人たちでも、自分の生活に追われ、自分の仕事を優先にしているのでアイヌ文化に関心があっても限界がある。今回、いろいろなことを覚えられたのは、調査室の人たちが調査してくれ、資料としてもらったのでたくさん覚えることができたが、アイヌ文化に多少、関心がある人たちやアイヌ文化のことを知らない人たちが、アイヌ文化について専門にある程度の時間をかけて調べたりするということは、ある程度、生活をしていく形にならないと無理だと思う。調査室を見ていても分かるが、ある程度の賃金をもらって、そのことにより、時間をかけて覚え、覚えたことによって興味や研究心がでるといような体制が必要だと思う。そのような体制は、アイヌの多くの人たちが育ったり、関わったりすることが望ましいが、アイヌ文化に興味や意欲を持っている人たちが関わることは、とてもよいことだと思っている。

親父からもっとアイヌのことを聞いておけばよかったと思っている。父親に英語でも覚えた方がいいと言ったが、今思えば後悔している。

アイヌということで差別などがあるので、みんな隠しているから、受け継がれるものも受け継がれない。隠さなければならない状況がなくなれば、文化も残ると思う。今は、同じアイヌ同士でも差別をしている人もいる。

アイヌの人たちの踊りのリズムなどで孫などをあやしている。生活の中で自然に伝えている。

10) その他

手をつけると(ダムを建設)するなら、額平の奥の木を切って欲しくない。

ダムが出来れば、それだけ仕事もあるのでいいが、山をもう少し大事にする考えを持って欲しい。営林署に釘を押さなければ駄目。

あの場所がダムで沈んだら山菜はなくなる。

家で爺さん(補:父親)が大きい山(補:ポロシリ)に向かってカムイノミしていた。

あの場所(表1のチノミシリ)は貫気別の人ばかりでなく長知内の人たちもあそこにカムイノミをしていたという話は、出てきている。昔の人は山を歩くとき、トノト(酒)や塩や米などを持ち歩いてチャルパしながらカムイノミをして歩くということは聞いている。

あの場所(表1のチノミシリ)が一族のものという話がでていますが、言いすぎだと思う。民族全員のものだと思っている。

付け替え道路の工事が始まる前にチノミシリの問題を開発に整理してもらいたい。春までには何とか格好をつけたいと思っている。

移動の出来ない祈りの対象は、開発に言ってもどうすることもできないのだから、カムイノミをして、神に告げて、やるしか仕方がない。昔のアイヌの人たちは、カムイノミを行って、そういうものを整理していたのだから、そうするしかないのではないか。

荷負本村の男性が、住んでいたところの真向かいにお祈りをしてた、という話を聞いてはいるが、たいがいチロンヌカムイ(キツネの神)、キツネだと思う。荷負本村の男性から聞いたわけでもないのだから分からないが、蛇の冬眠する場所にもオンカミ(礼拝する)。アイヌの人たちは、キナスッカムイ(蛇の神)にオンカミしていたものだったが、あの辺(平取ダム建設予定地・周辺の)でチノミシリ(我ら祭る所)は、4か所あるようだが、どこでオンカミしていたのかは、分からない。

娘や婿が帰って来るので、家までの道や付近の道を整備してほしい。

スズラン群生地のところ（表 11）にも父親や叔父が子供の頃、住んでいた。そこ場所には、カムイノミやチャラパはしていない。

自然の状況（力）もいろいろとあるので、むやみにダム反対とは言えない。

2 工事箇所現地調査

1) 調査項目

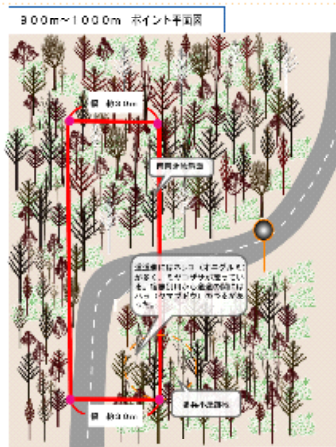
付替道路工事予定箇所の植物調査(立木)

2) 調査報告

- ・ 調査箇所は、道道芽生貫気別線付替道路計画の一部区間(1,500m)
- ・ 100m区画ごとに立木名の同定、胸高直径、樹高、地形等を取りまとめた。

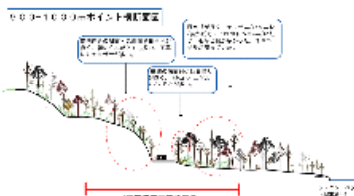
<立木調査の概況及び樹木調査データ記録の例>

工事箇所現地調査(立木調査)900m~1000mポイント



樹木名(アイヌ語名/和名/通称名)	本数
アユニ/ハリギリ/せんのき	1
ウツシ/ヤマウルシ/うるし	5
ウトウカンニ/ミズキ/みずき	4
カスニ/ツリバナ*/えりまき	6
カリンパニ/さくら(エゾヤマザクラ含む)	70
キキニ/エゾノワミズザクラ/	1
シュニ(シウニ)/ニガキ/にがき	4
スヌ/マナギ	33
セイニカバ/アサダ/あさだ	9
ソコニ/エゾノコ/こねこ	1
チキサニ/ハルニレ/あかだも/にれ	54
チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	61
トウレニ/ヤマグワ/くわ	4
トウニ/カシワ/かしわ	1
トベニ/ムイタギ/もみじ類	153
ニベニ/オオハボダイジュ/あおじな	10
ニベニ/シナ/キ/あかじな	2
ネコ/オニグルミ/くるみ	30
ピンニ/ヤチダモ/やちだも	7
ブニ/ホオノキ/ほおのき	5
ペロ/コナラ/なら/いしなら	126
ペロ/ミズナラ/なら/みずなら	24
モマニ/スモモ/すもも	4
ヤイニ/イールニ/ドロノキ/どろのき	19
ワコ/カヅラ/かづら	2
レタツタニ/シラカンバ/しらかば	76
不明	13

区画の様子や踏査の様子



食・薬・彫刻などに利用可能な樹木

樹木名	本数
チキサニ/ハルニレ/あかだも/にれ	1
チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	18
トウレニ/ムイタギ/もみじ類	1
ニベニ/オオハボダイジュ/あおじな	1
ネコ/オニグルミ/くるみ	2
移植可能と思われる樹木	
カスニ/ツリバナ*/えりまき	2
チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	23
ネコ/オニグルミ/くるみ	1
ペロ/コナラ/なら/いしなら	2
モマニ/スモモ/すもも	4

この区画にはトベニ(いたや)とペロ(コナラ)が多くありました。道道芽生貫気別線周辺は日当りは良いです。
食・薬・彫刻などに利用できる樹木ではチクベニ(エンジュ)が41本ありました。
この区画には番兵小屋跡地があり、跡地側にはモマニ(スモモ)の本が2本あり、精神文化でも記述しています。

900m~1000m 区間の樹木調査のデータ(一部を抜粋)

区画	樹木ナンバ	樹木名(アイヌ語名/和名/通称名)	樹高	胸高直径	生育状況など	地形	日当り
9-10	I	688 チキサニ/ハルニレ/あかだも/にれ	12	6.5		川原・道路間	
9-10	I	639 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	7	9.5		川原・道路間	
9-10	I	640 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	8	10.0		川原・道路間	
9-10	I	652 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	9	6.5		川原・道路間	
9-10	I	653 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	9	11.0		川原・道路間	
9-10	I	654 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	9	12.0		川原・道路間	
9-10	I	661 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	8	18.0		川原・道路間	
9-10	I	707 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	8	8.0		急傾斜地・道路際	
9-10	A	260 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	7	5.6		平地	
9-10	A	367 チクベニ/エンジュ・イヌエンジュ/えんじゅ	10	5.4		傾斜地	

生育状況は、今回は秋・冬期間調査であったため、今後の調査で補完する予定

3 アイヌ語地名踏査

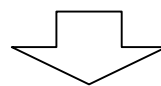
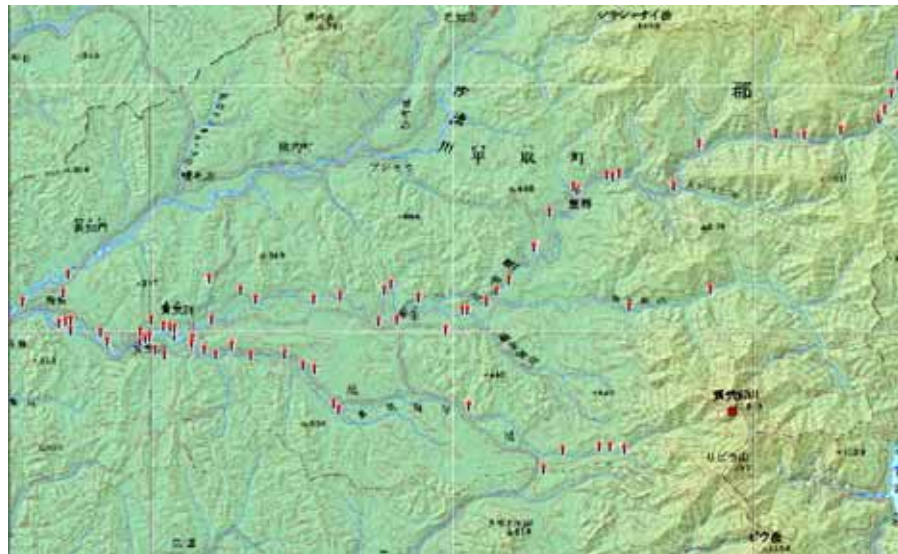
1) 調査項目

アイヌ語地名箇所踏査

2) 調査報告

- ・調査箇所は、総括報告書に記載されている 204 箇所のアイヌ語地名箇所
- ・GPS (グローバル・ポジショニング・システム) により地図上での位置を把握している

< アイヌ語地名現地踏査箇所の例 >



「ファイルメーカー」でデータベース化を行う

< アイヌ語地名データベースの例 >

3) 各調査項目に出てくるアイヌ語に関する情報整理

- ・アイヌ語地名など、調査に出てくるアイヌ語の情報を整理している。

< アイヌ語地名に関する情報整理の例 >

アイヌ語地名(現在の地区の名称)通称名	区分	ローマ字表記	アイヌ語逐語訳	解説及び由来	参考資料
1 シュクシ ベツ (シキウシユナイ) スクシベツ(宿主別川)	川	sukus-pet	sukus=日光、日がさす pet=川 siki=オニガヤ us=ついでいる、生えている。 nay=沢	スクシ、ベツ 終日陽の当たる・沢 菅野茂さんは日当 たちのよい川だといわれた。シュクシは日光、天気の意味。なお現在名の語尾の「しゅ」は、永田方正が子音シをシュで書いた語つが形が残ったものであった。永田地名解が「シキ・ウシ・ナイ shiki-ush-nai。鬼茅・ある・沢」と書いたのはこれだっただろうか。北海道地名誌は「シュクシ・ウシ・ベツ 蝦夷葱・の多い・沢の意味」と書いた。shukutut-ush-pet の意に解されたのであろうか。	平取町アイヌ語地名 菅野茂・姫田忠義 北海道の地名 (山田秀三)
2 エチナンケ	峯	e-ci-manke	e=その頭 ci=~される nanke=削る、欠く	荷負の木村ヌクアシ翁によれば、朝尻神は二女神で、次の如く? という。shukush-pet-putu シュクシベツ川口と takan yakka 我ら呼べども echinamke エチナンケ 峯なる opeket chupkashi 光明るき東面コロ-pase kamui 重く鎮まります神 kuieran-matuk エラン嫌 kamui	アイヌ民族の宗教と儀礼
3 カムイワッカ	湧き水	kamuy-wakka	kamuy=神 wakka=水		聞取りより
4 ピラホラク	崖	pira-horak	pira=崖 horak=崩れる		聞取りより
5 ルベシベツ(ルベシユベ沢)	川	ru-pes-pet	ru=道 pes=たどる pet=川	道たどる沢。地名で道内あちこちにある。和人入植者由来する通称ホタルの沢(左枝沢)	菅野茂のアイヌ語辞典

4 栽培実証試験

1) 調査項目

栽培実証試験

2) 調査報告

- 過去3年間にアイヌ文化環境調査室でアイヌ文化に有用な植物の種を採取し、調査室裏の畑で栽培実践した樹木について、継続管理と栽培に関する情報収集を行った。

< 樹種毎の栽培方法に関する情報とりまとめの例 >

樹種	開花期	種子・果実	種子採取時期	乾燥など前処理	まき付け時期・発芽時期など	まき付け方法など	まき付け床の管理
1 アツニ/ オヒョウ/ おひょう	5月上旬	果実（翼果）は小枝に付着した葉のような緑色で成熟すると黄色から淡褐色になる。	6月中旬～下旬		・翼果のとりまきは当年発芽は極めてわずかで残りの大部分は翌年春に発芽する ・貯蔵種子のまき付けは、春まきまたは秋まきする。 ・土中埋蔵は自然環境による保湿貯蔵であり、まき付けまで露地に埋蔵する方法で種子を湿った川砂と混合して目の粗い布袋または麻袋などに入れて排水の良い緩傾斜地に深さ50cmに適当な穴を掘り川砂を少し敷き、その上に種子袋を埋めて盛り土する。なお、川砂は用いる種子より粒径の小さめの方が、後で篩い選別に都合がよい。	・アツニ（オヒョウ）の覆土後の被覆は苗床シートより稲藁の方がよい。	発芽を始め生え揃った頃に、シートを取り除き日覆する。日覆期間が長すぎると日光不足で苗の生育が悪くなる。10月下旬に苗の堀取り仮植を行う。選苗は大小別に行うが、大苗は山出しもできる。床替苗木は秋まで1m以上に成長する。
2 アユシニ/ ハリギリ* /せんのか	8月中旬	果実は（液果）は青紫色から黒色に熟す。	10月中旬～11月上旬		・果肉付きとりまきを行っても翌春の発芽は認められず、翌々春の発芽になるので据置床として取り扱う。 ・貯蔵用種子のまき付けは、初夏（6月下旬）までに土中埋蔵して秋まきすると翌春発芽する。	・幼苗は直射日光に弱いのので日覆期間を長くする。 ・とりまきは散播を行い押さえ板で種子を定着させる。苗畑土で覆土を行い押さえ板で押えて稲藁で被覆する。 ・貯蔵種子のまき付けは覆土後苗床シートで被覆を行って、翌春発芽が揃った頃取り除き、切り藁を散布し日覆を行う。	アユシニ（ハリギリ）は根挿しが可能である。秋のうち一部根を切っておき、春に根挿しするとよい。 ・注意点：苗に鋭いトゲがあるので取り扱い注意と工夫が必要である。
3 イワニ/ アオダモ/ あおだも	5月下旬	雌雄異株	10月上旬～下旬		・イワニ（アオダモ）は秋まきによって翌春発芽する。ピンニ（ヤチダモ）と発芽特性が異なる）	覆土は川砂30%、ピートモス20%、畑土50%の割合で混ぜた用土を用いる。	まき付け床および床替床の各作業はピンニ（ヤチダモ）とおなじである。
4 ウトウカン ニ/ミズキ/ みずき	6月中旬	果実は赤紫色から黒色に熟す。	9月中旬～10月上旬		・生果のとりまきは9月中旬に行くと、翌春一部発芽するが多くの翌々春に発芽する。 ・10月上旬採取した貯蔵用種子のまき付けは初夏（6月下旬）までに土中埋蔵して秋まきすると翌春発芽する。	・とりまきは散播を行い押さえ板で種子を定着させる。苗畑土で覆土を行い押さえ板で押えて稲藁で被覆する。 ・貯蔵種子のまき付けは覆土後苗床シートで被覆を行って、翌春発芽が揃った頃取り除き、切り藁を散布し日覆を行う。	まき付け床および床替床の各作業はアユシニ（ハリギリ）と同じである。
5 カリンバ ニ/エゾ ヤマザクラ/ さくら	5月上旬～下旬	果実は赤、黒紫色に熟す	6月下旬～7月中旬	果実が黒くなって落ち始めたらずく採取する 果肉を取り除いて、洗った方がまきやすい	・果肉付きとりまきはまたは土中埋蔵して秋播きを行うと翌春発芽。 ・土中埋蔵のまま越冬してもよい。 ・貯蔵用種子は果肉を除去が必要で初夏（6月下旬）までに土中埋蔵を行い、秋まきすると翌春発芽する。	・種子に殺菌剤を混ぜて散播 ・種子を床面と平になる程度に押えて覆土し、苗床シートをする。	翌春苗床シートを取り除き寒冷紗で日覆。 まき付け床の管理は除草、追肥（液肥）は早めに回数を多く行う。 8月上旬頃から褐斑病、うどん粉病や害虫が発生するので、病害虫の防除は殺菌剤と殺虫剤の混合液を散布。

精神文化保全対策の考え方（基本方針）（案）

● 基本方針策定の目的

平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産（とりわけ精神文化）に与える影響の軽減および代替案等の保全対策を具体化するための基本的な方針を策定することを目的とする。

● 精神文化のとらえ方

1. アイヌ文化に係る精神文化において、カムイノミ（神への祈り）の対象となる神々は、山・崖・川や湧き水、動物や植物、生活用具など幅広く、また狩猟や漁の前後の安全祈願や病気の際のまじない、あるいは村の安全祈願などの生活上“なんらかの形で恩恵を受けているものに対し、お礼の意味で神として祭って”いたとされている（アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書）。
2. 先住民の地域社会における神聖な場所とは、宗教的、精神的に重要なものとして、先住民の習慣に従い維持されている場所、物、構造体、地域または天然の地勢等を指すことがある（アグウェー・グー・ガイドライン）。

生物多様性条約に基づき定められた、先住民に係わる開発行為の環境影響評価の実施に向けて基本的に留意すべき事項のこと。

3. したがって、本件において保全対策を検討するアイヌの人々の精神文化の対象は、その場所性や意味をふまえつつ、以下のように類型化してとらえることとする。

地形（山、崖、川）

生物（動物、植物）

伝説・儀礼

4. 信仰観に根ざした由緒ある場であるならば、その価値についての判断は、信仰主体のあり方に則して次のようないくつかの方途、検討段階を想定すべきであろう。まずは、個人に係わる問題として。次には、直接的な血縁・地縁を有する人たちの共同体に係わる問題として。さらには、多くのアイヌ民族の意見を代表する組織に係わる問題として。それぞれの当事者性に則して見解が問われるべきなのではないだろうか（総括報告書）。

● 基本理念

1. アイヌの人々の文化享有権を尊重することをふまえて、文化的伝統と慣習をもとにした精神文化について、アイヌの人々の想いを大切に、次世代への継承に努める。
2. アイヌの文化・環境・社会的な背景を考慮し、アイヌの人々の参加を含め、保全対策のプロセスを重視する。
3. 儀礼行為に関し、文化的プライバシーを尊重する。
4. アイヌ以外の人々の理解を深めることにも留意する。

● 基本方針

1. 精神文化に係る保全対象については、総括報告書による
2. 保全対象について、文化的価値等の考慮すべき事項を検討する。
3. 保全対象について、ダム事業の影響を把握する。
4. ダム事業の影響と文化的価値等をふまえ、保全対策を総合的に検討する。
5. 有形・無形にかかわらず、多様な保全対策の手法を考える。

● 保全対策検討の手法

1. 総括報告書をもとに、精神文化に係る保全対象を抽出し、類型化する。
2. 保全対象について、客観的価値（希少性、行きやすさ、現在の利用等）や主観的価値（思い入れ、活用意向等）等の考慮すべき事項について個別に検討を行う。
3. 流域図に精神文化に係る対象地を図示し、影響区分を整理する。
直接的にも間接的にも大きく変化のない対象地
水没や地形変化など損失が予想される対象地
4. 上記2・3.をふまえ、それぞれの保全対象について保全対策の総合的な検討を行う。
5. 多様な保全対策の中から、具体的な方策について絞り込みを行う。
（例）現状での保全、記録による保全、場所性を重視した保全、代替による保全 等

< 保全対策検討の流れ >

